

川西市 人権行政推進プラン (第4次改定版)(案)

～だれもが幸せを感じるまちをめざして～

川 西 市

人権擁護都市宣言

人は生まれながらにして自由かつ平等であり、人間として生きる権利を有しています。

私たちは、日本国憲法のもとにすべての人々が尊ばれ、基本的人権が保障される住みよい社会が一日も早く実現することをめざしてきました。

それにもかかわらず、いまなお残る、さまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護され、だれもが誇れる明るく心豊かな川西市を築いていかなければなりません。

私たちは自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げていくため、ここに市民の総意のもと、川西市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

平成3年(1991年)2月28日

川西市

目 次

第 1 章	策定にあたって	1
1	策定の背景	1
2	プランの位置づけと期間	2
第 2 章	人権尊重の理念	3
第 3 章	人権に関する取組みの状況	4
1	国連を中心とした人権の取組み	4
2	日本における人権の取組み	5
3	川西市における人権の取組み	5
(1)	現状と課題について	5
(2)	川西市人権問題に関する市民意識調査の結果の考察	8
第 4 章	人権・平和施策の推進	10
1	人権行政の推進体制	10
2	人権教育・人権啓発の推進	11
(1)	基本的な考え方	11
(2)	学校園所における人権教育	11
(3)	地域社会における人権教育・人権啓発	12
(4)	市民との協働	12
(5)	評価指標	13
3	人権相談・擁護	14
4	平和施策について	15
5	総合センターについて	17
6	人権課題への取組み	20
(1)	女性の人権	20
(2)	子どもの人権	22
(3)	高齢者の人権	25
(4)	障がいのある人の人権	27
(5)	部落差別に関する人権課題	30
(6)	アイヌの人々の人権	32
(7)	外国人の人権と多文化共生	33
(8)	感染症に関連する人権	36
(9)	刑を終えて出所した人の人権	38
(10)	犯罪被害者等の人権	39

(11) インターネット等に関する人権課題	40
(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	41
(13) 生活困窮者等の人権	42
(14) 性的マイノリティの人権	43
(15) 自死(自殺)者とその家族の人権	46
(16) 職場等における人権課題	47
(17) 震災等の災害に起因する人権課題	48
(18) 多様な人権課題	49

資料編 I

川西市多文化共生推進指針	54
--------------	----

資料編 II

人権に係る年表	
世界人権宣言	
日本国憲法(抄)	
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)(抄)	
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)」(抄)	
部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)	
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (アイヌ施策推進法)」(抄)	
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に 関する法律(LGBT 理解増進法)	
川西市人権教育基本方針	
川西市人権保育基本方針	
川西市在日外国人教育指針	
川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(抄)	
川西市公文書における性別記載欄の見直しに関する指針	
川西市パートナーシップ宣誓制度実施要綱	
川西市人権施策審議会規則	
審議会委員名簿	
「人権行政推進プラン(第4次改定版)」に係る策定経過	
人権に関する計画	

第1章 策定にあたって

1 策定の背景

さまざまな人権に関する問題が市民一人ひとりの課題として受け止められ、すべての市民が、問題解決に向け行動する人権尊重を基礎としたまちづくりが求められています。また、行政内部においては、人権問題が直接的な関わりのある機関・部署にとどまらず、組織全体の問題、職員一人ひとりの課題として再認識することが求められています。

日本国憲法（以下「憲法」という。）第11条では、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられるものとし、第12条では、この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならないとしています。

本市は、平成3（1991）年2月に行った「人権擁護都市宣言」で、「いまなお残る、さまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護され、だれもが誇れる明るく心豊かな川西市を築いていかなければなりません。」と示しました。

市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自分の人権と同様に他者の人権を尊重する心と姿勢を育むことができるよう、平成12（2000）年には「人権教育のための国連10年川西市行動計画」を策定し、それを継承発展させ、平成17（2005）年に「人権行政推進プラン」を策定しました。

平成22（2010）年に1回目、平成27（2015）年に2回目、令和2（2020）年には3回目の改定を行い、さまざまな取り組みを実施してきました。

しかしながら、今なお、部落差別（同和問題）（以下「部落問題」という。）をはじめさまざまな人権問題があります。近年では、インターネット上の人権侵害や、性の多様性に関する問題、新型コロナウイルス感染症によるさまざまな偏見や差別、さらにはジェンダー不平等、子どもの貧困や教育格差の問題など、その内容は複雑化かつ多様化しています。

このような状況の中、令和6（2024）年度で「川西市人権行政推進プラン（第3次改定版）」の期間が終了することから、当該プランの見直しについて諮問し、その答申を受けて、本市における人権教育※及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかるため、「川西市人権行政推進プラン（第4次改定版）」（以下「プラン」という。）を策定しました。

プランの推進に当たっては、行政だけでなく市民や地域、企業、各種団体、市民グループなど、さまざまな主体が積極的かつ自主的に取り組むことが大切です。そのため、市民との協働による人権教育・人権啓発に取り組めます。

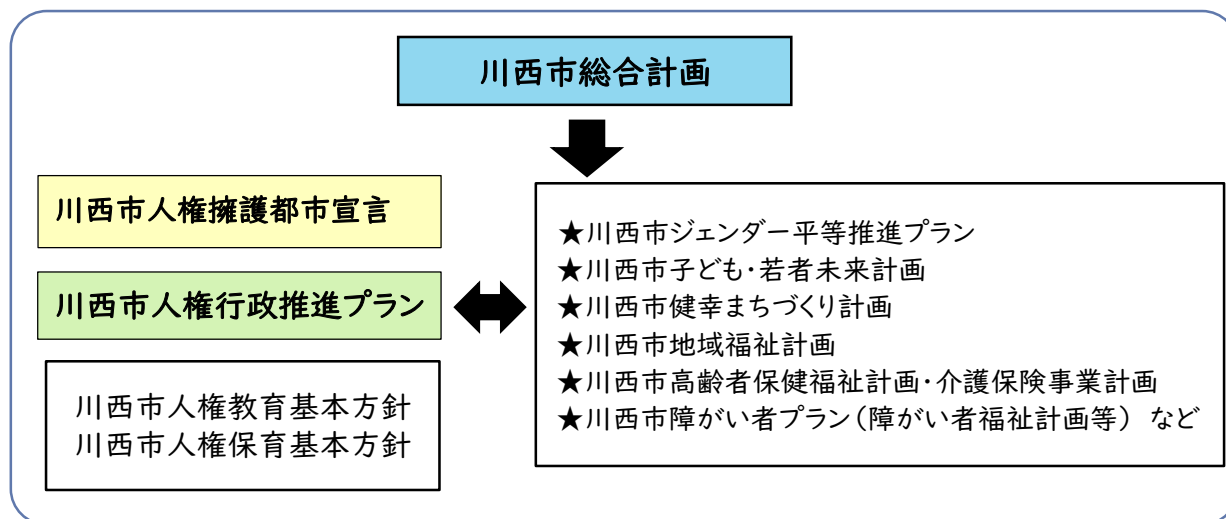
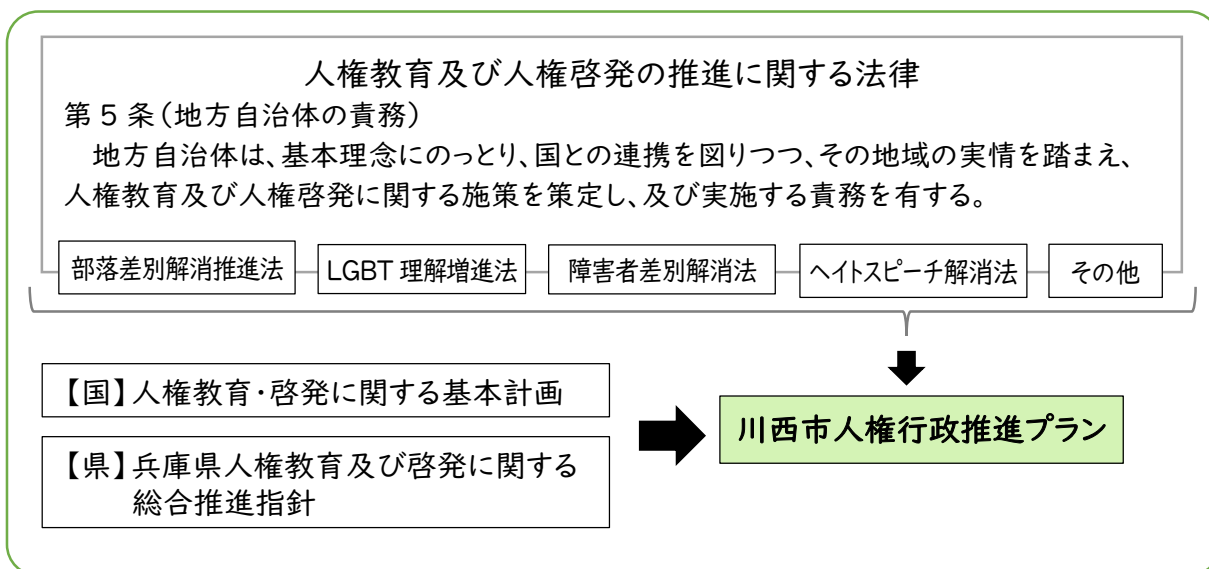
※人権教育には、人権保育も含まれます。

2 プランの位置づけと期間

プランは、人権教育、人権啓発をはじめとする本市の人権行政の推進のための基本方針を示したもので、平成12(2000)年施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)第5条に基づく計画です。また、憲法に定める基本的人権の考え方、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を踏まえて策定するものです。

今回のプランは、LGBT 理解増進法をはじめ、人権に関する法律が新しく制定されるなど、人権を取り巻く状況の変化を踏まえて策定し、その計画期間は令和14(2032)年度までとします。

今後も、市の総合計画をはじめとする本市の他のさまざまな計画並びに国内外の人権をとりまく動向や川西市人権施策審議会の意見等を踏まえながら見直していきます。



第2章 人権尊重の理念

人権とは、一人ひとりが、人間の尊厳にもとづいて生まれながらにもっている固有の権利であり、すべての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。そして、この権利を社会全体で守り、尊重することによって、より多くの人々が平和に、そして自由に暮らせる社会が築かれるのです。

憲法では、この権利を基本的人権として定め、第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有※を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と謳うとともに、個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する権利、法の下での平等を掲げ、さまざまな自由権や社会権などを定めています。

私たちは、こういった権利を認識するとともに、お互いの個性や価値観、生き方などの違いを認め合い、多様性を尊重することが大切です。人権尊重の社会を実現するためには、一人ひとりが人権について正しく理解し、自分の人権のみならず、他者の人権も尊重し合うことが求められています。そのような人権文化を市民と行政の協働によって築いていくことをプランの基本理念とします。

「人権文化」とは、日常生活の中で、すべての人が生まれながらに人権を持っており、それは互いに尊重されるべきだということを自然に感じ、どんな人にも人権があり、それは尊重されるべきであることを大前提にして、各自が考えたり、行動したりすることが定着した生活のあり様そのものをいいます。

つまり人権を尊重する考え方や感じ方、行動の仕方が、日常の当たり前のことになるということです。

世の中全体の人権文化を豊かにするということと、自らが人権文化の豊かな主体として生きるということは、密接に関係しています。

すべての人が自分らしく生きることのできる人権文化に満ちた社会を創造するためには、私たち一人ひとりが、人権の主体として、日常生活において人権に関わるさまざまな課題に気づき、学び、行動していくことが大切です。

※【享有】生まれながらにして持っているという意味。

第3章 人権に関する取組みの状況

1 国連を中心とした人権の取組み

昭和23(1948)年、国際連合(以下「国連」という。)は、人類の多大な被害と影響を与えた二度にわたる世界大戦の反省から「世界人権宣言」を採択しました。この宣言では恒久平和を実現するために世界の国々にあるさまざまな差別を撤廃し、すべての人々の人権が確立されることが必要であるとの考えを示し、達成すべき人権の共通基準を示しました。

以後、国連は、昭和41(1966)年、世界人権宣言に法的拘束力をもたせた「国際人権規約」を採択したのはじめ、「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「子どもの権利条約」「障害者権利条約」など、平和と人権の確立のために、個別の人権関係の国際条約を採択するとともに、「国際人権年」「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際家族年」「国際高齢者年」「平和の文化国際年」等の国際年を設定し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

国連では、全世界の人々が「世界人権宣言」でいう人権基準についての理解を深め、日常生活の中で活かしていくために、人権教育を推進することが重要であるとの認識から、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、人権文化を構築することをめざして、各国において人権教育を積極的に推進するよう行動計画を示しました。

平成16(2004)年に「人権教育のための国連10年」が終了し、引き続き人権教育を推進していくことを目的とした「人権教育のための世界計画」が同年12月に採択され、21世紀を「人権の世紀」とする取組みが推進されています。

平成27(2015)年には、「誰一人取り残さない」を理念に、「持続可能な世界を実現するための開発目標」(SDGs)が国連において全会一致で採択されました。SDGsは、貧困や飢餓、人や国の不平等などの課題の解決や平和的社会の実現をめざすとし、中でも人権分野は、17の目標に多く関連しています。

前文は、「(目標とターゲットは)すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することをめざす」とも述べており、人権とジェンダー・女性の視点が明確に示されています。特に関わりが深い目標として、「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「16 平和と公正をすべての人に」等の目標があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 日本における人権の取組み

国では、昭和22(1947)年に「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」を理念とする憲法が施行され、国連加盟の承認後、世界の一員として人権関係の国際条約を批准し、国政全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や施策の推進が図られてきました。

特に日本固有の人権問題である部落問題の解決のため、昭和40(1965)年の同和対策審議会答申を受け、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、以降数次にわたる法改正等を経て、33年間の特別対策を実施してきました。

また「人権教育のための国連10年」を受け、平成9(1997)年、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しました。この国内行動計画は、人権文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うとともに、重要な人権課題にも積極的に取り組むこととしています。

その後、平成12(2000)年に「人権教育・啓発推進法」が制定され、この法律にもとづき、平成14(2002)年に国の基本計画が策定され、平成28(2016)年には、「障害者差別解消法」の完全施行、「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行されました。その他にも平成31(2019)年には、アイヌ民族を「先住民族」として初めて明記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)が成立しました。令和5(2023)年には、「こども基本法」や「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT 理解増進法)が施行されました。現在は、これらの法律や計画に沿った取組みが推進されています。

3 川西市における人権の取組み

(1) 現状と課題について

これまでの本市における人権の取組みは、昭和49(1974)年から、部落問題への取組みを中心に展開してきました。施策では、生活環境の整備、生活向上対策、教育・人権対策を中心に、昭和54(1979)年度を初年度とする「川西市同和対策事業総合計画」、その後「川西市同和対策事業新総合計画」を策定し、全組織をあげて取り組んできました。その結果、関係住民の住環境や生活実態の改善については、一定の成果が認められました。しかしながら、結婚差別や就職差別、インターネットを使った差別書き込みなど、差別意識や偏見が未だ根強く残っています。

一方、国際化、情報化、高齢化、価値観の多様化等に伴い、人権に関わるさまざまな問題が顕在化してきました。前述の国内外の動きや人権意識の高まりなど、本市を取り巻く状況の変化に対応して、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等の課題についても、「川西市女性プラン」「川西市児童育成計画」「川西市老人保健福祉計画」「川西市障がい者福祉計画」等を策定し、本市独自の取組みを進めてきました。

さらに、人権意識を高め、人権尊重の輪をひろげていくために、平成3(1991)年に「人権擁護都市」を宣言しました。

平成12(2000)年には、市民一人ひとりの人権が真に尊重され、すべての市民が川西市に住んでいてよかったと思えるまちにするため、人権教育・人権啓発についての基本方針を示す「人権教育のための国連10年川西市行動計画」を策定しました。さらに、本市の行動計画を継承発展させて、平成17(2005)年に「川西市人権行政推進プラン」を策定し、平成22(2010)年、平成27(2015)年、令和2(2020)年に改定しました。

また、人権に関する福祉施策等として、「川西市ジェンダー平等推進プラン」「川西市子ども・若者未来計画」「川西市健幸まちづくり計画」「川西市地域福祉計画」「川西市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(認知症対策アクションプラン)」「川西市障がい者プラン」等の策定や見直しを行い、社会状況の変化やさまざまな課題への対応を図っています。

◆本プラン等に関する経過

内 容	策定年	計画期間等
「川西市同和対策審議会」設置	S52(1977)年	～H21
「川西市総合センター運営審議会」設置	S55(1980)年	～H21
「非核平和都市宣言」－川西市制定	H1(1989)年	
「人権擁護都市宣言」－川西市制定	H3(1991)年	
「川西市人権教育のための国連10年推進懇話会」－設置	H12(2000)年	
「人権教育のための国連10年川西市行動計画」－策定	H12(2000)年	H12～H16
「川西市人権行政推進プラン（初版）」－策定	H17(2005)年	H17～H21
「川西市人権施策審議会」－設置	H21(2009)年	
「川西市人権行政推進プラン」－1次改定	H22(2010)年	H22～H26
「人権問題に関する市民意識調査」－実施	H25(2013)年	対象2,000人
「川西市人権行政推進プラン」－2次改定	H27(2015)年	H27～R1
「川西市人権行政推進プラン」－3次改定	R2(2020)年	R2～R6
「人権問題に関する市民意識調査」－実施	R5(2023)年	対象2,000人
「川西市人権行政推進プラン」－4次改定	R7(2025)年	R7～R11

① 人権行政の推進体制について

人権行政推進プランを着実にかつ全庁的に推進していくため、その全庁的組織として、市長を会長とし、部長級職員で構成する川西市人権施策推進委員会を設置しています。

今後も、人権行政を市政の基盤として位置づけ、あらゆる行政施策が人権的視点から実施され、豊かな人権文化に満ちたまちづくりを推進していく必要があります。

また、市のさまざまな施策の実施主体となる各部署（概ね課単位）においては、課長級職員を中心に、平成28(2016)年から、市のさまざまな施策や業務を、①「情報発信」への視点 ②「市民の意見等を聞く・知る」への視点 ③「誰もが社会へ参加・参画するため」への視点 ④「市民へ行政サービスを提供するにあたって」への視点 ⑤「職場環境づくり」への視点の5つの視点から、具体的な点検項目（リスト）にもとづいて、点検・評価（人権チェック）を行っています。今後も、人権チェック等による改善を行いながらすべての施策を推進していく必要があります。

行政における人権研修

人権行政を進めていくには、まず、市職員、教職員の人権意識の向上は必須条件となります。

現在、市職員研修については、職員の人権問題の認識を深めるため、職場内での人権研修を計画的に実施し、主に課長級からなる「人権研修担当員」がリーダーとなり研修を実施しています。しかしながら、人権研修の全体的な受講実績は上がっているものの、部署によっては不十分なところも見られることから、職員が職務のための大切な基盤として、人権研修を主体的にとらえるよう研修内容の充実を図る必要があります。

教職員研修については、人権教育研修を研修計画に位置付け、人権教育担当者がリーダーとなり、教職員の人権意識醸成を図っています。教職員の人権意識の向上を、学校園所での取組みに反映させていくことは、今後も継続していく必要があります。

② 人権教育・人権啓発について

① 学校園所における人権教育

学校や幼稚園、保育所、こども園における人権教育は、本市の「人権教育基本方針」や「人権保育基本方針」等にもとづき推進してきました。その中で、人権学習への取り組みや教職員への人権研修などにより、子どもや教職員の人権意識の向上が図られました。

今後も、差別のない人権文化豊かなまちづくりにおいて、次代を担う子どもたちへ人権教育の充実を図り、時代とともに変化していく人権課題に対応した人権学習に取り組んでいく必要があります。

② 地域社会における人権啓発

地域社会での人権啓発は、主に市民が中心となって組織している川西市人権教育協議会や昭和62(1987)年に発足した小学校区人権啓発推進委員会が、地域の実状に合った啓発活動を実施してきました。また、市民による市民のための「人権の学びの場・機会づくり」として、「人権啓発サポーター制度」を創設し、人権学習市民講座や人権学校などの企画・運営を行ってきました。

本市全体の啓発事業としては、「広報じんけん」の発行や「人権川柳・人権作文・人権写真(フォト)」の募集、「人権週間映画会」を行うとともに、毎月第3金曜日を本市の人権デーとして位置づけ、啓発チラシの作成・配布等を実施してきました。

しかしながら、市民主体の啓発活動は行われているものの、本市や団体等が主催する啓発事業への参加が伸び悩んでいる状況や、人権啓発に関わる新たなリーダーの育成等も課題となっています。

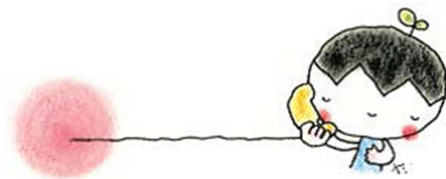
今後も、さまざまな手法を用いた効果的な人権教育・人権啓発を、市民と協働して実施していく必要があります。

③ 人権相談・擁護について

人権擁護委員による「人権相談」は、神戸地方法務局伊丹支局と連携しながら、毎月1回に加え、6月の人権擁護の日と12月の人権週間の年14回実施しています。また、川西市総合センターには、隣保館相談指導員を配置し随時相談を行っています。

さらに、「子どもの人権」に関するものについては、公的第三者機関である「川西市子どもの人権オンブズパーソン」を設置し、相談を受けています。

多種多様で、広範囲にわたる人権に関する相談を解決するための支援ができるよう、相談員の資質向上を図る必要があります。また、今後もより一層、市民に対し人権相談の窓口についてあらゆる場を通じて周知するとともに、関係機関・部署との連携を強め、相談者の人権擁護や相談内容によっては、必要な施策につなげていくことが求められています。



(2) 川西市人権問題に関する市民意識調査の結果の考察(調査結果報告書より抜粋)

人権問題に関する市民の意識を把握し、このプラン策定の基礎資料とすることを目的に、令和5(2023)年11月に市民2,000人を無作為抽出し、郵送配付・郵送回収及びインターネット回答により「川西市人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。有効回収率は、38.3%でした。

①権利や憲法に関する市民の理解

憲法に定められている国民の権利について問うたところ、回答で最も多かったのは「人間らしい暮らしをする」で、85.5%でした。そして、「思っていることを世間に発表する」(42.8%)、「労働組合をつくる」(30.1%)が二つづきました。これらの3つは、それぞれ第25条の生存権、第21条の表現の自由、第28条の団結権であります。表現の自由や団結権は、5割を下回っています。

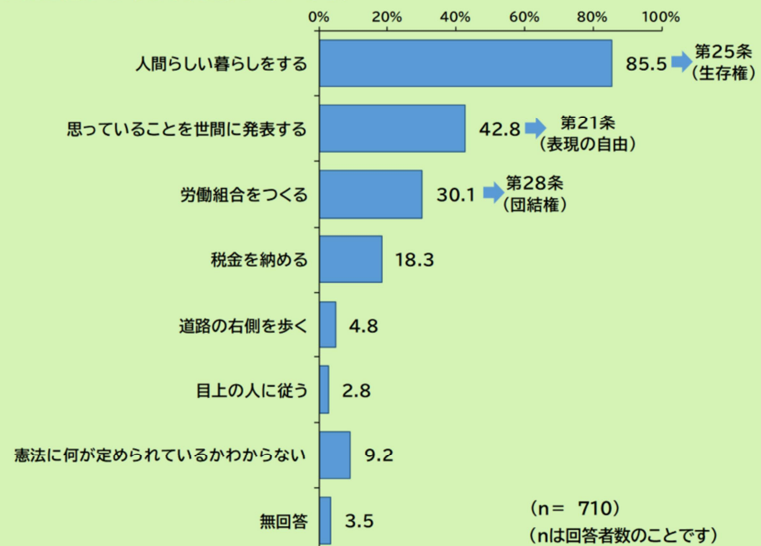
そのため、「憲法に何が定められているかわからない」も含めた7つの選択肢のなかから、生存権、表現の自由、団結権の3つだけを選択した人は、19.4%にすぎませんでした。自分がどんな権利をもっているのか知らなければ、自分の権利を行使することはできないし、自分の権利を守ることもできません。このように、憲法における権利に対する市民の理解が低いことが明らかになりました。また、憲法や人権に対する誤解に基づく意見を肯定する回答が多くみられました。これは今後の人権教育・人権啓発の大きな課題です。

②人権侵害への対応

人権侵害の経験について問うた設問では、最近5年くらいの間に、日常生活のなかで自分の人権が侵害された経験があるという人の割合は、10.6%でした。そして、そのときの対応については、「家族・親せきに相談した」が44.0%と最も多く、「友だち、同僚などに相談した」33.3%となっています。「特に何もしなかった」は、24.0%、「自分で相手に抗議した」が21.3%と続きます。一方、「法務局や人権擁護委員

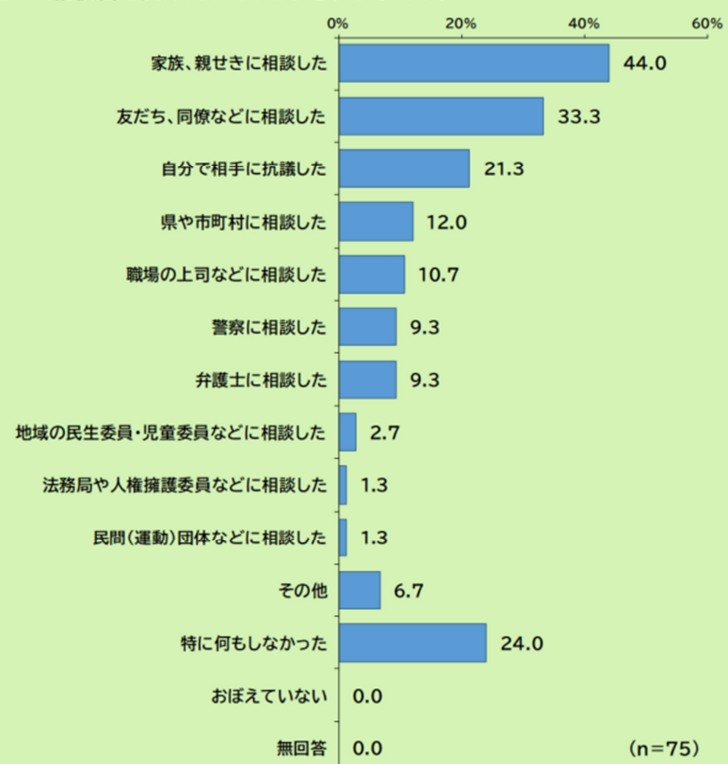
2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、日本国憲法に「義務」ではなく、「国民の権利」と定められているのはどれだと思いますか。(〇はいくつでも)



2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q 人権侵害を受けたとき、どうされましたか。



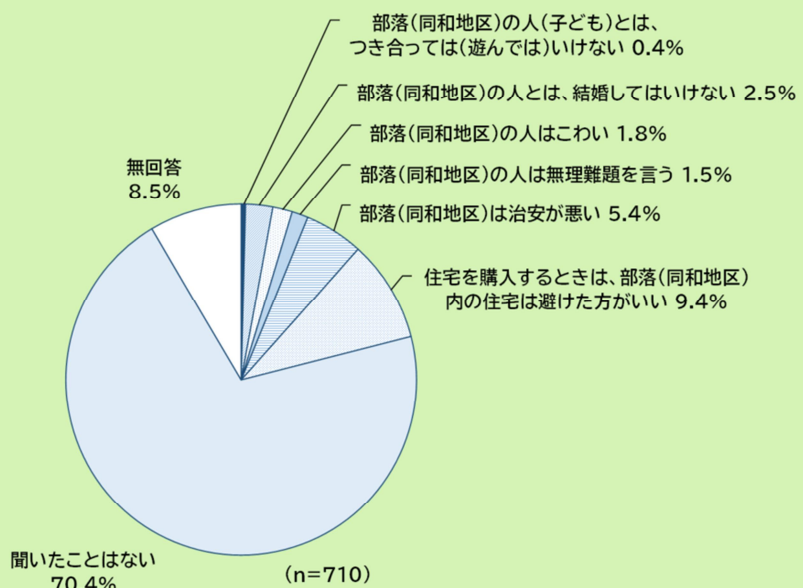
などに相談した」1.3%、「地域の民生委員・児童委員などに相談した」2.7%となっています。「県や市町村に相談した」が12.0%あるものの、それ以外の公的な機関などに相談した人は少なく、特に何もなかった人も2割以上います。人権侵害に関わる相談体制の充実だけではなく、相談窓口の存在とその機能について広報に努める必要があります。

③部落問題に関すること

部落問題に関する6つの差別的な発言をあげ、「あなたは、過去5年くらいの間に、部落(同和)問題に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか」と問うと、「住宅を購入するときは、部落(同和地区)内の住宅は避けたほうがいい」(9.4%)をはじめ、6つの発言のいずれかを聞いたという人は21.0%でした。このように、6つの発言に限っても、部落問題に関する差別的な発言を直接聞いたという人がこの5年間に2割ほどいます。これらの差別的な発言を聞いたと回答した人に、「それを聞いたとき、どう感じましたか」と問うと、「そのとおりと思った」は16.0%、「そういう見方もあるのかと思った」が54.0%あり、反発・疑問を感じた人は、「相手には何も言わなかった」と「相手にその気持ちを伝えた」を合わせても20.7%でした。「そういう見方もあるのかと思った」という回答は、差別的な発言を肯定も否定もせず、その判断を保留し、中立的にもみえますが、こうした態度は差別的な発言を傍観するもので、差別への加担につながるおそれがあります。

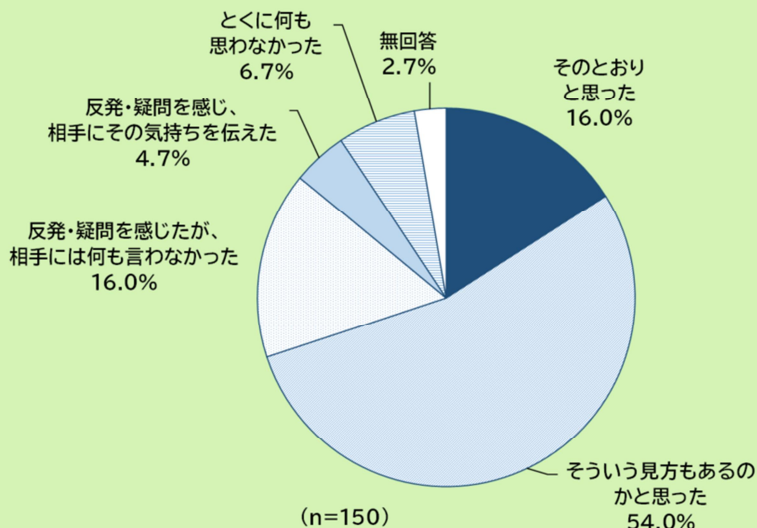
2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q 過去5年くらいの間に、部落(同和)問題に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか。強く印象に残っているものを1つ選んでください。



2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q 部落(同和)問題に関した発言を聞いたとき、どう感じましたか。また、どうしましたか。(〇は1つ)



現在でも部落問題に関する差別的な発言に出会い、それに対して、反発・疑問を感じたという人は2割となっています。差別的な発言に出会った際、それに反発・疑問を感じる人、そして、その場でその発言の問題性を指摘できる人を増やしていく啓発に取り組むことが重要です。

※調査結果報告書の全文は、こちら →



第4章 人権・平和施策の推進

「人権文化のまちづくり」とは、市民一人ひとりの人権が尊ばれ、平和で心豊かに暮らすことができる地域社会を築いていくことです。

人権文化のまちづくりを進めていくうえで、最も重要なことは、さまざまな行政施策や業務、運営等を常に人権尊重の視点をしっかりもちながら展開、遂行していくことです。

人権文化のまちづくりを進めるための人権行政は、さまざまな人権課題について、市民啓発等を実施する一部の行政部門で取り組むものではなく、行政全体で総合的に取り組む、まさに自治体行政そのものであるといえます。

1 人権行政の推進体制

人権行政を特定の部署や職員だけの課題としてではなく、全庁的な課題としてとらえていくため、市長をトップ(会長)とする人権施策推進委員会を設置し、さまざまな人権施策を実施しています。

また、市の附属機関である「川西市人権施策審議会」を設置し、主に人権行政推進プランの内容や「総合センターの運営」を含む人権施策の取組み状況等を客観的に点検するとともに、現状の課題や今後に向けての助言や提言を行っています。

人権担当部署については、令和5(2023)年度より市民環境部から市長公室に組織替えを行い、人権行政をより全庁的、総合的に推進・調整する体制整備を行いました。

今後も、これらの推進体制の充実を図りつつ、施策の主たる推進者である職員の人権意識のさらなる向上と、人権の視点から現状のさまざまな施策や業務の点検・評価(人権チェック)を行いながら人権行政を推進します。

□人権担当部署の主な変遷

	市長事務部局	教育委員会
S49(1974)年～	同和部	同和教育室
S55(1980)年～	同和部—総合センター	
H 3(1991)年～	人権推進部—同和対策担当・女性政策担当・総合センター	人権教育室
H 4(1992)年～	人権推進部—同和対策課・女性政策課・総合センター	
H 7(1995)年～	人権・市民部—同和対策課・総合センター	
H11(1999)年～	生活・人権部—人権推進室・総合センター・女性センター	
H16(2004)年～	市民生活部—人権推進室—人権推進課・総合センター	
H18(2006)年～	※教育委員会の人権教育室が人権推進室へ吸収統合	学校人権教育部門のみ
H28(2016)年～	※人権推進課に男女共同参画事業の事務移管	
H30(2018)年～	市民環境部—人権推進課・総合センター	
R 5(2023)年～	市長公室(所管部変更)—人権推進多文化共生課(組織名変更・多文化共生推進事務新規追加)・総合センター	

行政(市職員、教職員等)における人権研修

すべての職員は、特に人権問題に関するオピニオンリーダーとして、人権尊重の視点に立って業務(教育)の点検・改善を行っていくための知識とスキルを身につける必要があります。

《今後の方向性》

- すべての職員が、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務を遂行し、教育、保育の実践ができるように、また、各職域で人権に関わる課題に対応できるように、さまざまな人権課題について、所属長が中心となって、効果的な職員研修を実施します。

- 学校園所の教職員にあっては、さまざまな人権課題の解決につながる教育・保育が創造できるよう、実践交流や地域社会との関わりを推進します。

【主な取組み】

- * 教職員対象の人権教育研修会の開催（教育委員会）
- * 人権保育研修の実施（就学前教育部）及び市職員人権研修会への参加（学校園所）
- * 職員人権問題研修会の開催（市）
- * 職場人権研修の実施（市・教育委員会）
- * 職員階層別人権研修の実施（市）
- * 職員人権研修担当員の設置（市・教育委員会）

2 人権教育・人権啓発の推進

人権教育と人権啓発について、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条で、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と定義しています。

※【涵養】ゆっくりと養いつくこと。

（1）基本的な考え方

すべての人が生まれながらに生きている、社会において幸福な生活を営む権利である「人権」は、だれにとっても大切なものです。また、私たち一人ひとりが、主体的にあらゆる場所で、機会あるごとに人権教育・人権啓発に参加し、人権尊重の精神を生かした生き方を学んでいくことができれば、人権文化に満ちた社会への形成に繋がっていきます。そのためには、さまざまな人権課題の本質を正しく理解し、その課題を解決するための具体的な実践力が身につく人権教育・人権啓発を教育委員会とも連携し、推進することが重要です。

今後も地域、家庭、学校、職域等あらゆる場と機会を通して、より効果的な人権教育・人権啓発を推進します。

（2）学校園所における人権教育

就学前から学齢期（小中学校及び特別支援学校（中学部））までの人間の成長期における人権教育は非常に重要です。そのため、子どもの発達段階に即した創意工夫に満ちた効果的な人権教育を行う必要があります。

そこで、今後も、本市の学校園所における人権教育は、本市の「人権教育基本方針」「人権保育基本方針」「在日外国人教育指針」、兵庫県教育委員会が策定した「人権教育基本方針」、国が策定・改定した「保育所保育指針」等にもとづいて推進し、社会の変化にも的確に対応しつつ、人権感覚豊かな子どもの育成を図ります。

《今後の方向性》

●【人権尊重を基盤とした学校園所の運営】

子どもたちの豊かな人権感覚を育てていくためには、人権学習を要として、学校園所での教育活動全体を通じて実践していくことが重要です。そのため、人権尊重や子どもの権利条約を基盤とした学校園所の運営に努めます。

●【人権感覚に満ち、人権スキル（人権の知識等を具体的な実践や行動につなげていくための技能）の高い学校園所の教職員の育成】

人権教育を進めていくうえで、子どもたちと直接に関わる学校園所の教職員の人権感覚を高

めることやさまざまな人権課題に関する深い知識と人権スキルを高めていくことは欠かすことのできないものです。

そのために、人権研修を充実し、実践的な指導力の向上に努めます。

●【地域社会と家庭との連携】

学校園所での人権教育がより効果的に進められるよう、学校園所と家庭・地域社会とが一体となって連携を積極的に推進します。

また、子どもの人権をより保障していくために、本市が設置している公的第三者機関である子どもの人権オンブズパーソンとも連携を図ります。

●【人権教育内容の創造】

これまでの人権教育では、具体的な差別問題を例にあげ、人権の大切さを子どもたちに伝えることが多かったため、子どもたちにとって人権問題が「自分の知らないところで困難を抱えている人たちの問題」というように、「ひとごと」になってしまっている面があるのではないかと思います。人権問題が自分に関わる問題であることへの気づきにつながる教育に努めます。

【主な取組み】

- *市独自の人権学習副読本（小学校低学年・高学年・中学校用）「いのち」の活用（教育委員会）
- *中学校区連携教育推進事業の実施（教育委員会）
- *川西市人権教育協議会の専門部（就学前教育部、小学校教育部、中学校教育部、進路保障部、特別支援教育部）活動等への参画（川西市人権教育協議会）
- *小学校区人権啓発推進委員会への参画（小学校区人権啓発推進委員会）
- *子どもの権利条約にもとづく実感調査の実施（2年毎・市）

（3）地域社会における人権教育・人権啓発

本市では、地域住民が主体となって地域の実態に即した人権教育・人権啓発を進めていくことを目的に、小学校区ごとに「小学校区人権啓発推進委員会」が組織され、地域の実情にあわせた人権学習・啓発活動が進められています。また、現在では、校区コミュニティ組織の中に人権に関する部署が設けられている地域もあります。

言うまでもなく、人権文化豊かなまちづくりは、まずは自分が住んでいる地域社会から推進していくことが大切です。

《今後の方向性》

- 小学校区やコミュニティで実施される人権教育・人権啓発活動について、人権学習や啓発活動の進め方への助言、現地人権学習会の実施など、活動費用を含め支援します。また、各小学校区人権啓発推進委員会に2人の市職員を校区担当者として派遣し、委員会活動を支援します。
- 市内各地域にある学校教育機関、社会教育機関、企業、各種団体・機関も含めた人権教育・人権啓発の取組みや交流を促進します。

【主な取組み】

- *小学校区人権啓発推進委員会への支援（市）
- *市内企業の事業者・従業員向けの人権に関する講演会の主催（市）
- *人権問題現地学習会の実施（市）

（4）市民との協働

人権教育・人権啓発を推進することは、行政の責務の一つですが、行政が一方的に市民に対して行うことは、教育・啓発という観点からは決して効果的な手法とはいえません。どうしても市民からは「おしきせつ」なものと評価されがちです。

そこで、本市でも「市民との協働」という観点を重視し、人権教育・人権啓発を研究・実践する

「川西市人権教育協議会（略称「川西人権協」）」や地域における「小学校区人権啓発推進委員会」、市民向け人権講座の企画や運営を行う「人権啓発サポーター会」など、市民とともに人権教育・人権啓発活動を進めています。

《今後の方向性》

- 人権教育推進団体である川西市人権教育協議会と協働して人権教育・人権啓発を推進します。
- 市民のオピニオンリーダー（人権啓発を推進する先導者）の育成を図るため人権啓発サポーター制度を継続実施するとともに、サポーター会と協働して市民啓発活動を進めます。

【主な取組み】

- *川西市人権教育協議会と協働して人権教育・人権啓発を推進（市）
- *川西市人権啓発サポーター会と協働して人権啓発を推進（市）

(5) 評価指標

本プランの成果を測る評価指標として、次のとおり指標を設定します。また、本プランの効果検証、自己評価を行います。

	評価指標	めざす 方向性	現 状	目 標
1	人権侵害を体験したときに、誰かに相談した市民の割合 (市民実感調査)	↗	28.6% (R5 年度)	40.0% (R13 年度)
2	「差別する人だけではなく、差別される人にも問題がある」そう思う、どちらかといえばそう思う人の割合 (人権問題に関する市民意識調査)	↘	20.4% (R5 年度)	15.0% (R13 年度)
3	「日本国憲法は、国民が守るべきルールである」そう思う、どちらかといえばそう思う人の割合 (人権問題に関する市民意識調査)	↘	83.5% (R5 年度)	40.0% (R13 年度)
4	「川西市子どもの人権オンブズパーソン」制度について、 内容も含めおおむね知っている人の割合 (人権問題に関する市民意識調査)	↗	10.6% (R5 年度)	15.0% (R13 年度)
5	「外国人労働者が増えると治安や風紀などが悪くなる」 そう思う、どちらかといえばそう思う人の割合 (人権問題に関する市民意識調査)	↘	29.0% (R5 年度)	15.0% (R13 年度)

○上記の評価指標を設定した理由

1	令和6(2024)年3月に策定した「第6次川西市総合計画」の「施策2 人権・ジェンダー平等・多文化共生」の評価指標の一つであり、毎年度実施する「市民実感調査」の設問の一つです。本市の総合計画の評価指標は、各個別計画の代表的な評価指標から設定しています。
2	差別は、差別される側が悪いのではなく、差別する側が悪いのです。憲法は、人種・信条・性別・社会的身分・門地などによって差別されないとする法の下での平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など、多くの種類の人権を基本的人権として保障しています。
3	昨年実施した「人権問題に関する市民意識調査」によれば、「日本国憲法は、国民が守るべきルールである」という意見を肯定する回答が8割にのぼっていました。大多数の市民が誤解しています。憲法とは、国民の権利・自由を守るために、国がやってはいけないこと、やるべきことについて国民が定めた最高法規です。この憲法の核心というべき点を理解できていなければ、「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」という憲法の三原則の意義も理解できないのではないのでしょうか。憲法は、自分の権利を守り、行使する際の最大の根拠であることを多くの市民が理解することは重要です。
4	川西市子どもの人権オンブズパーソン制度は、全国に先駆けて本市の条例により創設された市長付属の公的第三者機関です。制度の主な趣旨として「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止」等を掲げていますが、これらを実効的に運用していくためには、内容を市民等に積極的に広報し、一人でも多くの人に知ってもらうことで、身近に活用できるような制度として整えていく必要があります。なお、オンブズパーソンについてよく知っている市内小中学生の割合は、令和5年度で17.0%です。

5	本市では、外国籍市民も日本人市民も、国籍や民族の違いを越え、互いの文化的差異や多様性を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに豊かに安心して暮らせることができる「多文化共生社会」の実現をめざしています。
---	--

3 人権相談・擁護

人権相談に関する窓口は、人権推進多文化共生課と総合センターに設置し、関係機関（人権擁護委員※・法務局等）と連携しながら対応しています。

特に「子どもの人権」に関するものについては、独自に「子どもの人権オンブズパーソン」（公的第三者機関）を設置し、相談だけではなく、事案の調査や擁護、救済も行っています。

また、人権に係る相談窓口は、この3か所以外にも下記の一覧表のとおり多種あり、市民意識調査結果報告書（P8 参照）にあるように、人権侵害を受けたときの相談先として、「県や市町村」は10年前よりは増えています。しかしながら、「法務局・人権擁護委員」も含めた公的機関を選択している人はまだ少ない状況となっており、周知・広報のあり方、内容を考えていく必要があります。

《今後の方向性》

- 市民への周知・広報のあり方、相談者にとって相談しやすい環境、体制を検討し、だれもが来訪しやすい相談窓口を整えていきます。
- 今後も関係機関・部署との連携をより強め、相談者の人権擁護につながるよう努めていきます。
- 相談者の相談内容により、その実情や傾向を把握し、必要な施策につなげていきます。
- 相談員はもとより、人権関係所属職員の資質向上を図ります。

【主な取り組み】

- *毎月第3金曜日を本市の人権デーと定め、人権擁護委員による特設人権相談所の開設
その他、6月（人権擁護委員の日）と12月（人権週間）にも各1回開設（市）
- *人権相談（子どもの人権オンブズパーソン含む）に関する周知・広報の促進（市）
- *市の各種相談窓口や法務局との連携の強化（市）

市の人権に係る主な相談先

相談名	回数	方法	所 管
特設人権相談	月1回	面談	人権推進多文化共生課・ 法務局伊丹支局（人権擁護委員）
女性のための相談	平日	面談・電話	男女共同参画センター
DV相談	平日	面談・電話	配偶者暴力相談支援センター
セクシュアル・マイノリティ相談	月1回	面談・電話	総合センター
生活人権相談	平日	面談・電話	総合センター
子どもの人権相談	平日	面談・電話	子どもの人権オンブズパーソン
児童虐待などの相談	平日	面談・電話	こども若者相談センター
障がい者虐待防止相談窓口	平日	面談・電話	社会福祉協議会障がい者基幹相談支援センター
子ども・若者総合相談	平日 (予約制)	面談・電話	こども若者相談センター
ヤングケアラー相談窓口	平日	面談・電話	こども若者相談センター
犯罪被害者相談	月2回 (予約制)	面談	生活安全課
社協福祉総合相談	平日	面談	社会福祉協議会
生活困窮者自立相談	平日	面談	地域福祉課・くらしと仕事の応援カウンター
弁護士法律相談	月2回 (予約制)	面談	生活安全課

※他に国や県レベルでの電話相談やインターネット相談等も多種あり

用語解説

※【人権擁護委員】…人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。）の区域で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。この制度は、地域住民の中から人格見識の優れた人たちを選び、その協力を得て、国民（市民）の日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権を擁護していくという考えから設けられたもので、諸外国にその例を見ないものです。

人権擁護委員は、人権擁護について理解のあるさまざまな分野から選ばれ、現在、全国で約 14,000 名の方が法務局・地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動等を行っています。給与、報酬などの支給はなく、任期は3年で、再任は妨げません。

現在、本市では、12名の人権擁護委員が委嘱されています。

4 平和施策について

〈平和と人権〉

「戦争は最大の人権侵害」と言われるように、平和問題と人権問題は深く関わっています。平和啓発や平和施策を進めていくうえで、人権の視点※は、かかすことはできません。

本市では、平成元（1989）年に、「非核平和都市宣言」を、続いて、平成3（1991）年に「人権擁護都市宣言」を行い、以後、本格的に平和施策を実施してきました。（※下記の経過表参照）

特に、平成3（1991）年度に始まった「市民平和バス」では、0泊2日の日程で8月6日の広島での平和記念式典に市民が出席する事業を12年間実施し、その後、現在に続く「折り鶴平和大使」事業（市民代表2人を同じく8月6日の記念式典に派遣し、後日報告会を開催）を実施しています。

人権・平和展では、公民館、総合センター、市役所等で、平和パネルの展示や平和ビデオの上映会、平和学習会などを行っています。

令和2（2020）年度からは、新規事業として、「戦争にまつわる体験記」の募集を始め、貴重な体験記を毎年、「広報じんけん」や市のホームページに掲載し、平和啓発を進めています。

主な平和事業の経過

年	内 容	備 考
H 1 (1989)	非核平和都市宣言	
H 3 (1991)	人権擁護都市宣言	
H 3 (1991)	市民平和バス（広島） 実施 ～H14（2002）	※バス5台～1台（0泊2日）
H 4 (1992)	第1回かわにし人権・平和展 公民館等も含め開催	※現在に至る
〃	「平和と人権を考える市民のつどい」 7月開催	※H20(2008)年まで実施
H 7 (1995)	戦後被爆 50 年長崎平和交流 16 人	
H10 (1998)	平和モニュメント「睦」完成・設置 駅前ロータリー内	
H12 (2000)	戦後被爆 60 年長崎平和交流 12 人 市民平和バス 2 台	
H16 (2004)	「折り鶴平和大使」事業 実施 ※市民平和バスに代わり	※現在に至る 大使：市民2人
H17 (2005)	市民平和バス 1 台 戦後被爆 60 年長崎平和交流 12 人	
H18 (2006)	北朝鮮による核実験に対して市長名で国家元首に「抗議文」送付	※以後、米国、ロシアなどの核実験に対しても国家元首に送付
H25 (2013)	平和首長会議（旧平和市長会議）加盟 ※県下 36 番目（41 市町）	※R6(2024). 8.1 現在 国内自治体加盟率 99.9%
H26 (2014)	非核平和都市宣言 25 周年 折り鶴平和大使（長崎） 2 人	
R 2 (2020)	戦争にまつわる体験記募集	※新規事業
	R2（2020）～R3（2021）コロナ禍により「折り鶴平和大使」中止	
	R4（2022）～「折り鶴平和大使」事業再開	

《今後の方向性》

- 「平和と人権」「非核平和都市宣言」の理念のもと、また、平和首長会議の一員として、平和行政を積極的に推進していきます。

【主な取組み】

- *公民館等と共催で、「かわにし人権・平和展」の実施(市)
- *「折り鶴平和大使」を広島の平和記念式典に派遣するとともに、平和への思いを市民へ発信(市)
- *戦争体験記を募集し、広報じんけんやホームページに掲載し、戦争体験の伝承(市)
- *平和啓発の懸垂幕を市役所に掲示、啓発(市)

トピックス

★平和研究の第一人者であり平和学の父と呼ばれる「ヨハン・ガルトゥング」さんの言葉

「平和」の反対は「戦争」ではない。たとえ戦争がなくても、貧困や差別、人権侵害がはびこる社会は平和とは言えないからだ。

そこで私は、平和を「暴力の不在」と定義し、戦争や紛争、殺人等を「直接的暴力」、貧困や抑圧、排斥、差別等を生み出す社会構造を「構造的暴力」ととらえた。そして、直接的暴力のない状態を「消極的平和*」、さらに構造的暴力のない状態を「積極的平和*」と定義した。

平和学では、「平和」に絶対的な価値をおき、研究者は、貧困や差別がなく、誰もが安心して暮らせる社会をめざして、研究と実践を続けている。……

今日、これらの考え方や意見は広く受け入れられ、主流となってきています。

★平成18年(2006年) 広島平和記念式典・子ども代表・「平和への誓い」から

……………

「平和」とは一体何でしょうか。

争いや戦争がないこと。いじめや暴力、犯罪、貧困、飢餓(きが)がないこと。

安心して学校へ行くこと、勉強すること、遊ぶこと、食べること。

今、私たちが当たり前のように過ごしているこうした日常も「平和」なのです。

……………

*ガルトゥングさんが述べている「消極的平和、積極的平和」という言葉と日本の政治上でよく使われている「積極的平和主義、消極的平和主義」とは、意味合いはまったく違うものです。

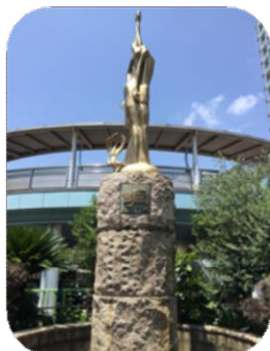
★令和6(2024)年のノーベル平和賞に日本被団協が受賞

令和6(2024)年10月

令和6(2024)年のノーベル平和賞は、被爆者の立場から核兵器廃絶を訴えてきた日本被団協(日本原水爆被害者団体協議会)が受賞することになりました。核兵器のない世界を実現するための努力と核兵器が二度と使用されてはならないことを証言によって示してきたことが受賞理由となっています。

【日本被団協】…広島や長崎で被爆した人たちの全国組織で、原爆投下から11年後の昭和31(1956)年に結成されました。当時は、日本のマグロ漁船、「第五福竜丸」の乗組員が、太平洋のビキニ環礁で行われたアメリカの水爆実験で被ばくしたことをきっかけに国内で原水爆禁止運動が高まりを見せていました。

日本被団協は、それから68年間にわたり、被爆者の立場から核兵器廃絶を世界に訴える活動や被爆者の援護を国に求める運動を続けてきました。



平和モニュメント「瞳」



折り鶴平和大使

5 総合センターについて

現センターは、「基本的人権尊重の精神にもとづき、住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上と、児童の健全な育成を図ることによって、人権問題の速やかな解決に資するための総合的なコミュニティセンターとして」設置されています。

センターのあゆみは、次頁の表にあるように、昭和55(1980)年に本市の同和対策審議会答申や同和地区関係住民の差別解消の拠点施設設置の強い願いのもとに建設されました。

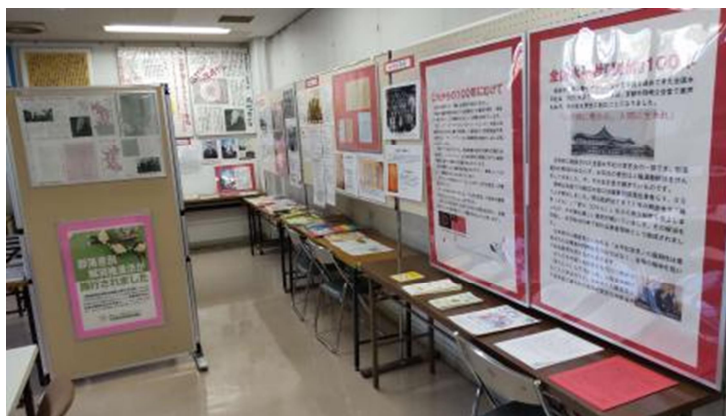
以後、隣保館※事業と児童館事業を両輪として、子どもから高齢者まで、さ



まざまな世代が気軽に楽しく交流できる取組みを進めるとともに、多様な人権問題を自由に学びあえる「場」と「機会」を提供してきました。

また、地域で暮らす一人ひとりが主役となって人権文化豊かなまちづくりが推進できるよう、また人権啓発センターとしての機能も発揮できるよう、関係機関や人権活動団体・子育て支援団体とのネットワークづくりに取り組み、人権課題解消に向けた情報発信に努めてきました。

施設建設・設置から40年以上が経過するなかで、あらためて令和3(2021)年に本市人権施策審議会に「総合センターの今後のあり方について」を諮問し、令和6(2024)年に答申を受けました。令和7(2025)年度より、次頁の「今後の方向性」にもとづき、部落問題をはじめとした人権問題の解決と多文化共生社会の実現をめざした施策を展開していきます。



水平社創立100年展示

総合センターに関連する経緯

年	内 容
S52 (1977)	「川西市における同和問題についての意識調査」、「同和関係世帯 調査」の実施
S53 (1978)	「川西市同和対策審議会 答申」→ 隣保館、児童館、老人いこいの家の複合施設としての「総合センター」の設置を答申
S55 (1980)	「川西市総合センター」(隣保館・児童館)オープン (設置及び目的)基本的人権尊重の精神に基づき、住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上と児童の健全な育成を図ることによって、同和問題の速やかな解決に資するための総合的なコミュニティセンターとして川西市総合センターを設置する。
H 9 (1997)	国の「隣保館運営要綱」改定一福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターへ (特別施策から一般施策へ)
H13 (2001)	市民懇話会が「川西市総合センターの今後のあり方について」提言 ①同和問題解決の拠点 ②コミュニティづくりと人権文化創造の拠点へ(施設名称変更含む) ③子ども文化創造の拠点へ
H14 (2002)	同和対策に関する特別措置法が完全終了(33年間)
H17 (2005)	「川西市人権行政推進プラン」策定 - H22(2010) 改定 - R2(2020)改定
H21 (2009)	「川西市人権施策審議会」設置 ※センター開設時から設置する「川西市総合センター運営審議会」を兼ねる
H28 (2016)	「部落差別解消推進法」施行
R3 (2021)	市人権施策審議会へ「川西市総合センターの今後のあり方について」諮問
R6 (2024)	市人権施策審議会が「川西市総合センターの今後あり方について」答申 ①人権文化センターの機能充実(人権啓発等) ②セーフティネットとしての機能充実(相談業務等) ③人権課題における当事者団体や支援団体等の支援 ④多文化共生社会をめざして ⑤市民に開かれたセンターへ (施設名称変更等) など
R6 (2024)	市人権施策審議会へ「川西市人権行政推進プラン」の見直しについて 諮問 市人権施策審議会 「川西市人権行政推進プラン」の見直しについて 答申

《今後の方向性》

- センターを本市の人権施策の拠点として位置づけ、人権啓発事業を充実させます。また、多様化する人権課題の解消に向け、今までの歩みを踏まえた発展的な取り組みを行います。
- あらゆる人権課題におけるセーフティネット※機能の役割を強化し、人権課題に直面する当事者や関係者が「センターに行けば解決の糸口がつかめる」と感じられる施設になるよう、人権相談事業について、より効果的な取り組みを行います。
- 人権課題における当事者団体や支援団体等の活動の拠点として、施設の有効利用を図るとともに、団体間のネットワーク作りなどの支援を行います。
- 今後、外国籍市民が増加することが予測されることから、単に外国籍市民への相談支援等を行うのではなく、多文化共生社会の実現を目指した取り組みを進めます。
- 「開かれたセンター」となるよう、施設の稼働率を高める取り組みを進めます。施設利用にあたっては、施設の設置目的である人権課題のすみやかな解決への取り組みや児童館機能を基軸としながら、センターが広く市民に利用されるよう多様な利用を進めます。
あわせてセンターの案内リーフレットに施設の設立経緯を明記するなど施設の性格がより理解できるよう工夫するとともに、センターの名称変更を検討します。

【主な取り組み】

- *輝くにんげんフェアの開催
- *人権啓発講演会の開催
- *人権啓発映画会の開催
- *各種相談事業(生活人権相談、セクシュアル・マイノリティ相談会等)の実施
- *よみかき教室かわにしの実施
- *けんけんひろば(小・中学生の自主的学習活動)の実施
- *日本語ひろば(外国籍児童・生徒への読み書き指導)の実施
- *多文化共生を推進する施策の実施
- *総合センターだよりの作成配布
- *視聴覚教材の貸出

用語解説

※【隣保館】…隣保館は、「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う」ことを目的とした施設です。

《歴史》…わが国での隣保館活動は、19世紀後半イギリスで誕生したセツルメント(=隣保館などと訳され、社会教化事業を行う地域の拠点のこと)の影響を受け、明治後期にスラム地区対策として民間の社会事業家によって設置されたことに始まります。

そして部落(同和地区)に隣保館が設置されたのは、米騒動や全国水平社の結成によって部落問題が政府をはじめ広く社会一般から重大な社会問題として認識されて以降のことです。

隣保事業の法制化がなされたのは、昭和33(1958)年の社会福祉事業法の改正によって、「隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は、低額な料金でこれを利用させるなど、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行なうもの」と定義されましたが、貧民救済的施設としての性格を強く持ったもので、同和問題解決の視点はみられないものでした。昭和34(1959)年5月8日、同和問題閣僚懇談会において<同和対策要綱>が了承され、いわゆるモデル地区事業としての隣保館施設の推進や、昭和35(1960)年から同和地区隣保館への運営費補助制度が実現すると、各地に隣保館の設置が進みました。

※【セーフティネット】…もとはサーカスなどで使う転落防止ネットのこと。これが転じて、社会的な安全網・安全策のことです。



6 人権課題への取組み

(1) 女性の人権

◆ 現状と課題

国連や各国では、昭和50(1975)年「国際婦人年」を契機に、女性の地位の向上と真の男女平等をめざす取組みが行われてきました。平成27(2015)年には国連持続可能な開発サミット(国際会議)で「持続可能な開発のための2030アジェンダ(プラン・計画)」が採択され、ジェンダー※平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント※」がSDGsの一つとして位置づけられました。

国では、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を制定、翌年には「男女共同参画基本計画」を策定し、現在、令和2(2020)年度からスタートした第5次基本計画にもとづき、社会のあらゆる分野において男女共同参画推進に向けた取組みが進められています。また、平成27(2015)年に「女性活躍推進法」、平成29(2017)年に「改正育児・介護法」、平成30(2018)年「候補者男女均等法」を制定し、ワーク・ライフ・バランス※の推進や職業や政治分野での女性の参画を進めています。また令和4(2022)年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6(2024)年4月に施行されました。

本市では、昭和62(1987)年に県内初の「川西市婦人センター」(現 川西市男女共同参画センター)を開設し、川西市女性プランを策定して以降、適宜プランの見直しを行いながら、男女共同参画社会の実現に向けさまざまな取組みを進めてきました。また、平成27(2015)年には、男女共同参画推進条例を制定し、令和6(2024)年度には、社会情勢の変化に対応するため、プランの名称を「川西市男女共同参画推進プラン」から「川西市ジェンダー平等推進プラン」に変更し、スタートさせました。

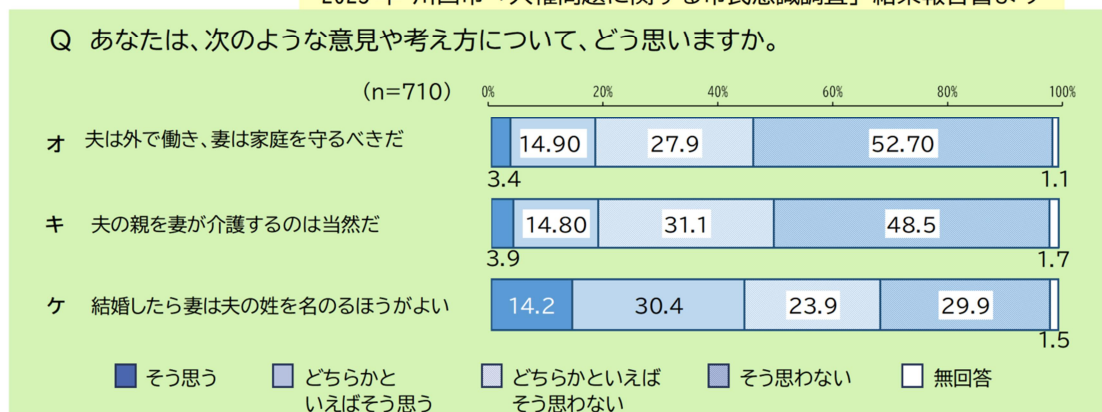
しかしながら、長い歴史の中で作られた社会通念、慣習、しきたり等は未だ根強く残っており、社会生活のさまざまな場面において女性が不利益を被ったり十分な活動ができなかったりすることが今なおあります。

また、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメントをはじめ、配偶者や交際相手など親密な関係者からの暴力(DV)、ストーカー行為も顕在化しています。

これらの背景にあるのは、男女の固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係、ミソジニー※などの男女が置かれている状況や社会意識に根ざした構造的な問題があります。それらが、男女平等の達成を困難にし、さまざまな分野で個性と能力を十分に発揮することを望んでいる女性の生き方、ひいては男性の生き方をも狭めています。

社会のあらゆる分野における活動に、女性と男性が対等なパートナーとして参画する機会が保障されるとともに、すべての人が個人として、性別にとらわれることなく、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、男女が互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現する必要があります。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より



◆ 今後の方向性

- 「第4次川西市ジェンダー平等推進プラン」にもとづき、取組みを進めます。
- 社会的構造としての男女の固定的な性別役割分担意識の変革やミソジニーの解消に向けてさらなる教育・啓発を推進します。
- 子育て・介護支援体制の整備や女性の就労支援などによりワーク・ライフ・バランスを推進します。
- 配偶者等からの暴力(DV)防止の取組みでは、平成28(2016)年に開設した「川西市配偶者暴力相談支援センター」と関係機関との連携を強化するとともに、相談窓口の周知徹底と対応の迅速化を図っていきます。

用語解説

※【ジェンダー】…外性器や内性器などの特徴にみられる生物学的性差は、男女の普遍的な違いとされるが、男らしさ、女らしさという性差のありようは、時代によって、また民族や地域などによっても異なるが多く、社会的・文化的につくられたものだといわれます。この社会的・文化的につくられた性差(男らしさ、女らしさ)をジェンダーといいます。ジェンダー平等とは、一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味します。

なお、普遍的な違いであるとみなされていた生物学的性差についても、インターセックス(性分化疾患)をはじめ、典型的な男・女の生物学的特徴にはあてはまらない人たちもいて、生物学的性差も社会的・文化的に形成されたものであるとの指摘が出ています。

※【エンパワーメント】…自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけることです。また、「潜在的に持っている力を伸ばすこと」の意味でも使われます。

※【ワーク・ライフ・バランス】…仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

※【ミソジニー】…主に、男性の中にある女性に対する見下し意識のことです。

関連する市の計画・条例や法律 等

※「川西市男女共同参画推進条例」 H27(2015)-施行

※「第4次川西市ジェンダー平等推進プラン」 R6(2024)-策定

※「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」

S47(1972)-施行

※「男女共同参画社会基本法」 H11(1999)-施行

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」 H13(2001)-施行

※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」 H28(2016)-施行

※「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」 H12(2000)-施行

※「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)」 H30(2018)-施行

※「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」 R6(2024)-施行

※現行の法規名、当初の施行年を記載しています。以下、同様。

(2) 子どもの人権

◆ 現状と課題

平成元（1989）年に国連で採択された「子どもの権利条約」を国では平成6（1994）年に批准しました。この条約では、子どもを保護の対象としてだけでなく、権利行使の主体としても位置づけることによって、子どもの最善の利益が優先されるように社会全体で努力していく必要性を明記しています。このことにより、子どもは、ひとりの人間として尊重されるべき存在であるとともに、子どもの権利が広く認識され、子ども観の転換となりました。

本市では、令和元（2019）年度に「第2期川西市子ども・子育て計画」を策定し、子ども・子育て施策を力強く推進してきました。

さらに令和5（2023）年に国では「こども基本法」が施行され、地方公共団体は、子ども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する、と明記されました。

本市では、令和5（2023）年度に、「すべての子どもたちに 人生最高のスタートを」と「子ども・若者の自立をみんなで応援 希望が持てる未来を」を基本理念に「川西市子ども・若者未来計画」をスタートさせました。

この計画は、「第2期川西市子ども・子育て計画」と「川西市子ども・若者育成支援計画」の両計画を統合し、妊娠から出産、子どもから若者に至るまで、切れ目のない施策の推進を図ることとしています。

また、令和7（2025）年度からは「第2期川西市こども・若者未来計画」がスタートします。

一方で、いじめや体罰、暴力、虐待など、子どもをめぐるさまざまな人権侵害からの救済や人権擁護及び人権侵害の防止のために、公的第三者機関として平成11（1999）年に「川西市子どもの人権オンブズパーソン制度」を全国で最初に設けました。川西市子どもの人権オンブズパーソンは、相談及び調整活動、擁護・救済の申立て等による調査活動、人権侵害の未然防止への広報・啓発活動等を展開しています。

学校園所では、「川西市人権教育基本方針」または「川西市人権保育基本方針」にもとづき、子どもは権利の主体であるということを念頭におきながら、人権を尊重する教育・保育に取り組んでいます。

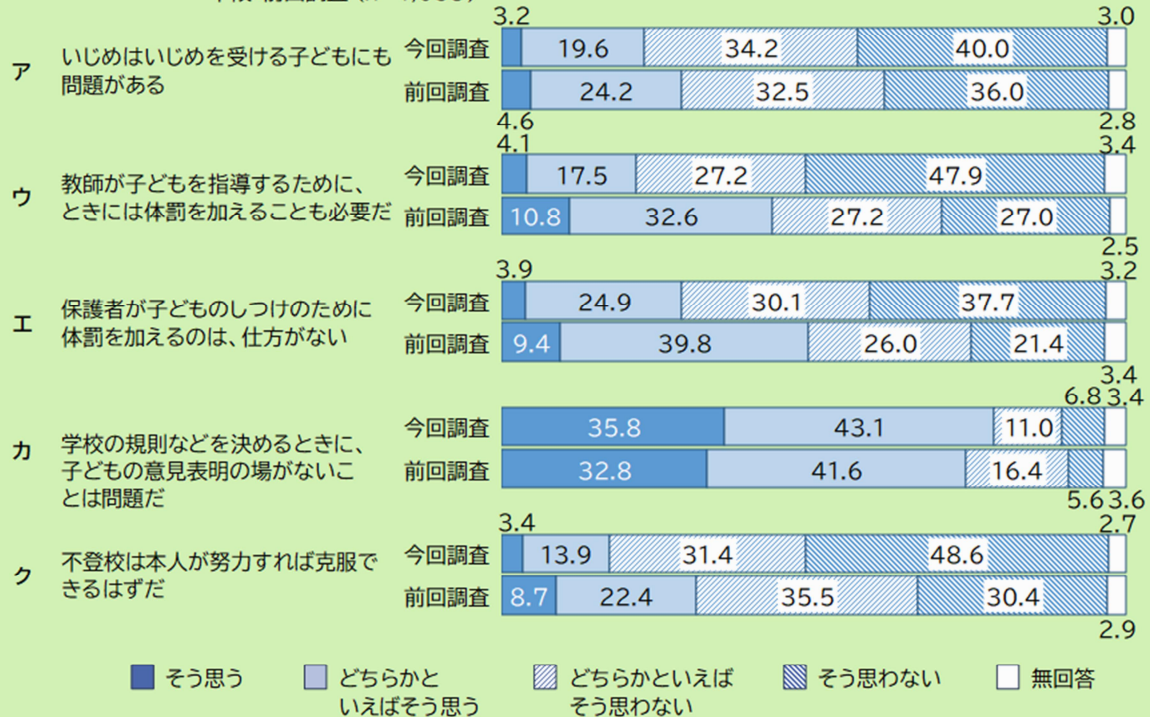
しかしながら、子どもを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化などの家族構成の変化、子育てにおいての不安・負担、孤立感を抱える保護者の増加、都市化・高度情報化が進展する中での地域社会とのつながりの希薄化、子ども集団での多様な体験機会や遊び場、遊ぶ時間の減少、インターネット中心のコミュニケーションの増加がみられます。また、社会問題化している家庭の経済格差の拡大による「子どもの貧困」※や「ヤングケアラー」※の問題など、子どもの心の成長や発達にとって厳しさが増してきています。

このような状況において、児童虐待や学校での暴力（体罰）、いじめ（インターネットや携帯電話・スマートフォン等のコミュニケーションツールを使ったいじめを含む）、ひきこもり、児童ポルノ等の性の商品化、携帯電話・スマートフォン等を媒介とした出会い系サイトなどにより事件に巻き込まれるケースなどの問題も起こっています。

これらの状況を踏まえ、家庭や地域社会における子育てや学校園所での教育・保育のあり方及び支援の方法を見直していくとともに、おとな社会の利己的な風潮や金銭・物質的価値優先の考え方、おとなが子どもを一人の人格者にとらえていないこと等を問い直していくことが求められています。

そのためには、未来を担う子ども一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識するとともに、おとな自身の自尊感情が高められることが、子どもの自尊感情を高めることになり、さらに、他人を大切にできることへつながっていきます。特に保護者の認識を高めていくほか、保護者への相談窓口や子育て支援の充実、子育て環境の改善等も同時に必要となります。

Q あなたは、次のような「子どもの人権」に関する意見や考え方について、どう思いますか。

上段:今回調査 (n= 710)
下段:前回調査 (n=1,053)

注1 前回調査(2013年)の項目は「学校の規則等を定める際に、子どもの意見の場がないことはよくない」

◆ 今後の方向性

保護者や家庭が子育てを主体的に行っていくように、学校園所や地域等社会全体が積極的に子育てに関わりをもち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、地域コミュニティの成長・発展につながっていきます。そのために、次の取組みを進めます。

- 令和7年度から始まる「第2期川西市こども・若者未来計画」にて、①「親と子のいのちと健康を守る」、②「こどもたちを社会全体で健やかに育む」、③「こどもが主体となる教育保育を提供する」、④「こども・若者の健やかな成長と自立を支援する」、⑤「こども・若者の多様性を尊重し、困難を有するこども・若者とその家族を支援する」、⑥「こども・若者の権利を守り、意見表明・参加できる機会を保障する」の6つの基本目標を掲げて推進するとともに、関係機関やさまざまな担い手との連携・協働を図りながら、子ども・子育て支援、子どもの健全育成を推進します。
- 人権教育・保育については、子どもは一人の独立した人格をもち、権利を享受し行使する主体であるという「子どもの権利条約」の基本理念を踏まえながら、人権教育基本方針や人権保育基本方針にもとづき、子どもの発達段階やライフステージに応じて推進します。
- 平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、本市においても、平成27(2015)年に「川西市いじめ防止基本方針」を定め、未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめを人権問題としてとらえ、その方針に沿って、市、学校園所、家庭、地域、その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服していくことをめざしていきます。
- 子どもの最善の利益を確保するという観点から、第3者機関である「子どもの人権オンブズパーソン」の活動を一層推進し、子どもたちのSOSを受け止め、子どもたちをエンパワメントする(潜在的にもっている力を伸ばす)よう取り組んでいきます。さらに、子どもたちの人権が十分に保障されるよう、関係機関に対して是正や改善を求めて勧告や意見表明等の提言を行い、制度改善につなげていきます。

- 子どもの人権オンブズパーソン制度や子どもの権利条約の認知度をより高めるための広報・啓発活動を推進します。
- 子どもの権利条約の具現化の一つとして、子ども自身が「権利」や「人権」を学び、実践できる機会を充実させます。
- 令和7年度に施行予定の「(仮称)川西市こども・若者参加条例」に基づき、こども・若者の権利を守り、意見表明・参加できる機会を保障します。

用語解説

※【子どもの貧困(「こどもの貧困解消法」 R6 改正)】…基本理念に、現在の貧困解消だけでなく、将来の貧困を防ぐことを掲げられました。子どもの貧困が、その家族の責任としてのみとらえるべきではないことも明記しました。子どもがその権利、利益を害され、社会から孤立することのない社会を実現するとしました。また、こども大綱に定める事項に、ひとり親世帯の養育費受領率などを追加しました。国や地方公共団体が、子どもの貧困の実態や、施策の在り方などについて調査研究などを行うことも盛り込まれています。

さらに、国や地方公共団体が、子どもの貧困に取り組む民間団体の活動を支援するため、財政上の措置を行うことも明記されました。

※【ヤングケアラー(問題)】…「ヤングケアラー」とは、本来おとなが担うと想定されている家事や育児、家族の世話(介護)等を日常的に行い、かつそれらの責任や負担の度合いが著しく高い(主観ではなく、客観的に)、子どもの権利(人権)が十分に守られていない18歳未満の子どものことです(たんなる親等の「お手伝い」程度のことではありません)。

令和2(2020)年度の厚生労働省の調査によると、中学生のおよそ17人に1人がヤングケアラーであることがわかりました。また、そのうちの約7割が「相談した経験はない」と回答し、その理由を聞くと、

①誰かに相談するほどの悩みではない。②相談しても状況が変わると思えない。③家族のことは話にくい。④誰に相談していいのかわからない。⑤家族に対して偏見をもたれたくない。⑥家族のことを知られたくない。

の6つが上位を占めました。

※(課題) 上記の子どもたちの回答からわかるように、単に行政等の相談窓口の周知だけでは課題解決には向かわないことがわかります。いかに「能動的」にそのような子どもたちと接点を持ち、関わりをもっていけるのか、教育、行政、地域社会等が思考し、行動・支援していくことが求められます。

※ヤングケアラーは増えてきているのか?…一昔前なら子どもが一家の労働力として、きょうだいの面倒をみたり、働きに出たりすることは当たり前でした。現在、問題となっているヤングケアラーは、核家族化やひとり親世帯の増加等から増えてきているといえるでしょう。

関連する市の計画・条例や法律 等

- *「川西市人権教育基本方針」 H20(2008)-策定 ※資料編掲載
- *「川西市人権保育基本方針」 H23(2011)-策定 ※資料編掲載
- *「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」 H10(1998)-制定 ※資料編掲載
- *「川西市いじめ防止基本方針」 H27(2015)-策定
- *「児童福祉法」 S23(1948)-施行
- *「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」 H11(1999)-施行
- *「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」 H12(2000)-施行
- *「いじめ防止対策推進法」 H25(2013)-施行
- *「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策推進法)」 H26(2014)-施行
R6(2024)-改正
- *「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(子どもの貧困解消法)」
- *「こども基本法」 R5(2023)-施行
- *「第2期川西市こども・若者未来計画」 R7(2025)-策定予定
- *「(仮称)川西市こども・若者参加条例」 R7(2025)-策定予定

「子ども」の「子」の表記について

本市では、法令の名称や固有名詞などで「子」をひらがなで表記しているもの以外は、「子」の字を漢字で表記しています。

(3) 高齢者の人権

◆ 現状と課題

国連では、平成3(1991)年に、「高齢者のための国連原則」として、高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5原則を採択し、その原則を普及・具現化させるため、平成11(1999)年を「国際高齢者年」と定めました。高齢者を、受益者としてのみでなく社会発展の主体者としてとらえ、高齢者が自ら要求し、行動することの重要さと自ら参加して豊かなくらしを築くことは、後の世代の人々の幸せにもつながるものであるとしています。

また、平成7(1995)年には、「高齢社会対策基本法」が制定され、高齢社会対策を総合的に推進してきました。

一方、平成12(2000)年に、介護の社会化に向けて「介護保険制度」が導入されるとともに、高齢者等の権利を保護し、支援するため、「成年後見制度」が創設され、平成17(2005)年には、「高齢者虐待防止法」が制定されました。

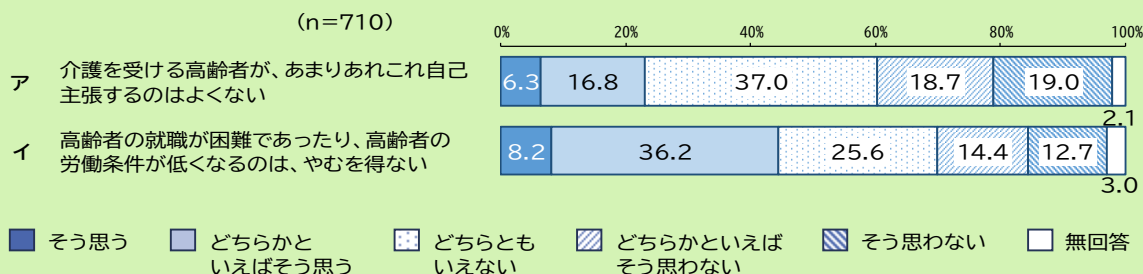
日本の総人口は、総務省統計局の人口推計によると、令和5(2023)年10月1日時点で、1億2,435万人と13年連続の減少となっています。そのうち、65歳以上人口は29.1%(3,622万人)と、過去最高を更新しており、将来的にも更なる少子高齢化の進行が見込まれています。

本市の高齢化率(65歳以上の人口割合)は、川西市住民基本台帳によると、令和6(2024)年3月31日現在で31.5%と国の高齢化率を上回り、約3.2人に1人は高齢者となっており、日常生活圏域(概ね中学校区)の中では、40%を超える高齢化率を示しているところもあります。

そうした状況の中、高齢者を社会全体で支え、一人ひとりが自分の能力を活かして、自立した生活を送ることにより住み慣れた地域で、安心して自分らしく住み続けられるよう、地域共生社会の実現に向け、令和5(2023)年度に「第6期川西市地域福祉計画」と「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(認知症対策アクションプラン)」を策定し、高齢者等の地域課題に対し、総合的な保健福祉サービスの提供をしていくことをめざしています。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

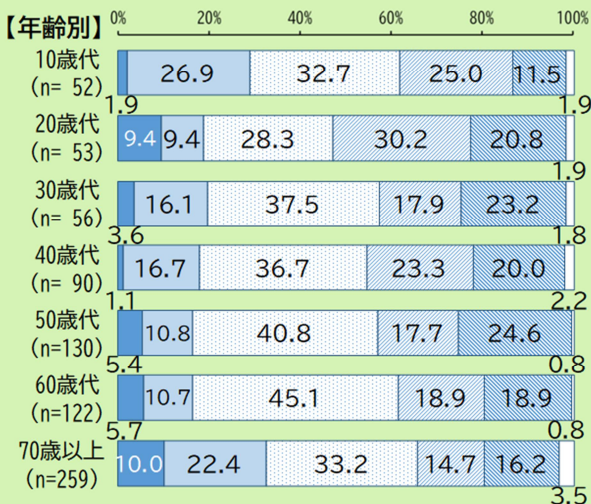
Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか。



高齢化と人口減少が同時に進行する中、身体状態の低下や認知症等で介護を必要とする高齢者の増加、「老老介護」の問題の深刻化、高齢の親と仕事をもたない子どもの問題(「8050」問題)、保健福祉サービスに対する市民ニーズの高度化、複合化、多様化など、地域福祉を取り巻く状況は著しく変化しています。

また、高齢者に対する身体的、心理的な虐待や、財産権の侵害をはじめとする経済的虐待等が報告されており、高齢者の世話をしている家族等の介護者が高齢者を虐待するというケースが多くなっています。他にも、高齢者に係る悪徳商法、詐欺、年齢を理由とした賃貸住宅への入居拒否等

ア 介護を受ける高齢者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない



高齢者の人権問題として深刻な状態となっています。

このようなことから、日常的に高齢者の世話をしている家族等の介護者の負担軽減や地域における相談、指導、助言の支援、高齢者の権利保護などのために、「地域包括支援センター」や「成年後見制度」のさらなる周知や利用促進に努める必要があります。

高齢者が、身体状態の低下や認知症等で介護を必要とする状態になっても、人間としての尊厳を保ち、自立して高齢期を過ごすことのできる長寿社会の実現に向け、支援体制を充実させるとともに、実情に沿った啓発を進める必要があります。

また、高齢者が社会を構成する一員として認められ、各種の活動に参加できるよう支援していくことが必要です。

◆ 今後の方向性

- 「第6期川西市地域福祉計画」及び「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（認知症対策アクションプラン）」にもとづき、最期まで誰もが自分らしく住み続けられる地域共生社会の実現を推進します。
- 人権問題としては、特に高齢者が地域で安心して尊厳ある、その人らしい生活ができ、生きがいを持って地域社会に主体的に参加できるよう、高齢者に対する偏見の解消や認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。また、高齢者に関するさまざまな相談を受けとめ、適切な機関や制度、サービスにつなぎ継続的に支援していく「地域包括支援センター」についても体制強化や周知・啓発を図っていきます。
- 高齢者の財産の侵害、虐待等の人権課題については、「高齢者虐待防止法」にもとづいて、その早期発見に努めるとともに、虐待防止に向けたネットワークの充実に努めます。
- 認知症等によって判断能力が不十分である人に対する契約や財産管理に関する問題については、成年後見制度利用の周知と啓発を推進するとともに相談・支援が的確にできるよう川西市成年後見支援センター「かけはし」、「地域包括支援センター」等と連携しながら、成年後見制度の利用促進を図っていきます。
- 複雑で複合的な課題に対応できるよう、世代や分野を問わない包括的な支援体制構築に向けて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援等を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を実施します。
- 認知症の本人やその家族が、住み慣れた地域で生活を続けていくためには、相談支援や地域の見守り体制等をより一層充実させるとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、認知症バリアフリーを推進する等「認知症対策アクションプラン」にもとづき認知症施策の充実に図ります。

関連する市の計画・条例や法律 等

- *「第6期川西市地域福祉計画」 R6(2024)-策定
- *「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(認知症対策アクションプラン)」 R6(2024)-策定
- *「老人福祉法」 S38(1963)-制定
- *「介護保険法」 H12(2000)-施行
- *「高齢社会対策基本法」 H7(1995)-施行
- *「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」 H18(2006)-施行
- *「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 H18(2006)-施行

(4) 障がいのある人の人権

◆ 現状と課題

国連では、昭和50(1975)年に「障害者の権利宣言」を採択し、その後、平成18(2006)年に障がいのある人の基本的人権を促進、保護し、固有の尊厳の尊重を促すことを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。

国では、平成5(1993)年に障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改めました。また、精神障がい者も障がい者と位置づけ、施策が総合的かつ計画的に推進され、平成15(2003)年度からは「新障害者基本計画」にもとづき、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現をめざした取組みが行われてきました。

平成24(2012)年には、「障害者基本法」の差別の禁止の基本原則をより具体化する法律として「障害者差別解消法」が制定され、平成28(2016)年4月から施行されました。

本市では、平成9(1997)年3月に「障がい者の主体性、自立性の確保」「すべての人のための平等な社会づくり」の実現をめざして、「川西市障がい者福祉計画」を策定し、「障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり」を基本理念として、障がい者施策を総合的、計画的に展開してきました。

しかしながら、障がいの重複化、本人や保護者の高齢化等が進み、それぞれの障がい者の特性やニーズに対応した福祉施策の充実が一層求められています。また、制度の変化に合わせ、発達障がいへの対応や身体、知的及び精神の三つの障がいを一体的に対象とした障害福祉サービスの提供など、新たな視点を踏まえた施策の充実が必要となってきたため、平成24(2012)年に計画を見直しました。

また、平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの6年間を計画期間とする「川西市障がい者プラン2023」を策定し、「みんなとつながる 安心と共生の社会の実現」の基本理念のもと、障がい者施策を総合的に推進し、障がい者(児)が必要なサービスを利用し、地域で安心して生活できるとともに、社会参加の機会が確保されるよう、地域共生社会の実現に向けたサービスの充実に努めてきました。

しかし、この間の障がい者を取り巻く現状をみると、本人及び介護者の高齢化が一層進んでおり、親なき後を見据え、障がい者が自らの望む地域生活を営むための支援の充実が求められています。そのほか、地域生活への移行を進めていくための仕組みづくり、就労促進、権利擁護、障がい児支援といったさまざまな課題への対応が求められています。

そこで、令和6年度からは、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を含む、「川西市障がい者プラン2029(第8次川西市障がい者計画)」にもとづき、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定にもとづき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえるとともに、中長期的な視点に立って、障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員として、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を推進していきます。

すべての人の人権が尊重されるように、「障がい」も、人間がもつさまざまな違いの一つと考え、違いを理解し、尊重し、共に生きていけるような社会を築いていかなければなりません。障がいのある人は、社会を構成する一員として、地域の中で暮らしていく上で、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加することが保障されるべきですが、未だに物理的、心理的、社会的障壁[※]が存在し、その自立と社会参加の機会が十分に確保できている状況とは言えません。さらに障がいのある人に対する虐待や暴行、財産の侵害等の人権問題も起こっています。

障がいのある人が、障がいを理由とした差別を受けることなく、ライフステージのすべての段階において、一人の人間として尊重され、市民として地域で孤立することなく、安全で安心な日常生活と充実した社会生活を送るためには、障がいのある人一人ひとりのニーズに対応した適切な個別的支援をする必要があります。また、公共交通や公共情報、医療・福祉・教育等の公共サービスが、さまざまな障がいのある人に利用可能な状態(アクセシビリティ[※])になっていなければなりません。

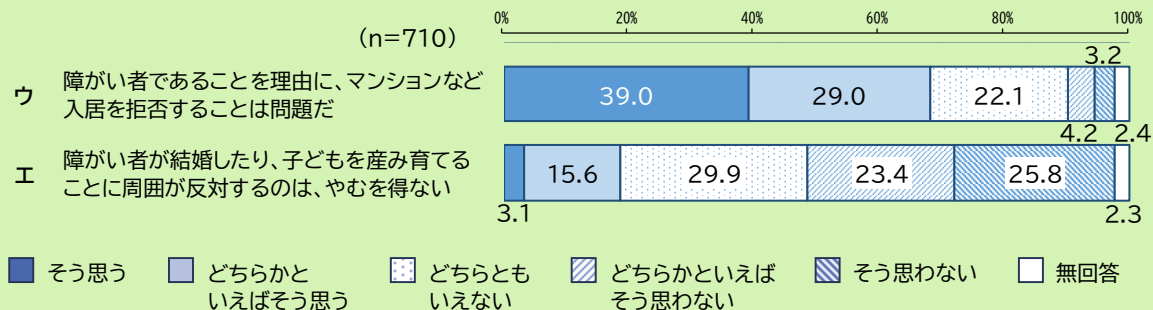
そのためには、障がいのある人やその家族の多様なニーズに対応した在宅支援を充実していくとともに、建物や交通機関等のバリアフリー[※]整備、手話通訳者・要約筆記者の養成、外出の際の付き

添い等のサービス整備を図っていく必要があります。

さらに、ノーマライゼーション[※]やインクルージョン[※]、ユニバーサルデザイン[※]といった理念に対する理解を促進していくとともに、障がいのある人に対する偏見や差別をなくすために、人権教育・人権啓発に取り組み、市民の「障がい」に対する理解を深める必要があります。

2023 年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか。



◆ 今後の方向性

- 障がいのある人が、安心して地域で生活できるよう、「川西市障がい者プラン2029（第8次川西市障がい者計画）」にもとづいて、①「ともに学び、活動し、ともに支え合う共生社会の推進」、②「自分らしく輝き、多様な社会参加と自立に向けた支援の充実」、③「一人ひとりに寄り添った幸せな暮らしの実現」、④「障がいのある子どもたちの健やかな育成と豊かな未来の実現」の4つの目標を柱に事業を推進します。
- 障がいに対する理解への啓発活動を推進するほか、地域との交流活動や福祉活動に携わる人材の育成、多様な学習の場を通じ、相互理解を深め、ともに支え合う、つながり合うことのできる地域づくりを進めます。
- 障がい者を含め、すべての人にとって安全、安心で暮らしやすい地域づくりのために、施設等のバリアフリー化や防災、防犯を推進します。
- 障がい者の雇用、就労を支援する拠点づくりを進め、一般企業等での就労が困難な人を対象とする働く場や活動の場の提供、障がい者の就業拡大並びに就職後の職場定着支援を更に推進するとともに、多様な文化活動、スポーツ活動の促進を通じ、余暇の充実を図ります。
- 障がい者が自分の考えて意思決定できるよう、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や改正障害者差別解消法、市手話言語条例に基づいて、情報提供、意思疎通支援の充実、権利擁護等の推進を図ります。
- サービスを必要とする人が必要なサービスを利用することができるよう、福祉サービスや保健・医療サービス、その他サービスの充実に努めます。
- 「オーダーメイド支援プラン」を作成するとともに、相談支援体制の充実及び連携強化、地域生活支援拠点の機能強化を図り、「誰一人取り残さない」よう支援していきます。
- 障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの個性や特性に応じて相談支援、サービスの提供体制の整備を引き続き進めるとともに、地域社会への参加、包容（インクルージョン[※]）の推進のため、保健、医療、福祉、保育、教育、就労の各支援機関や事業所等と連携を図ります。

用語解説

- ※【社会的障壁】…障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものです。
- ※【アクセシビリティ】…情報やサービスを高齢者、障がい者等も含めたあらゆる人が、どのような環境においても不自由なく利用できるかどうかの度合いを現す概念です。近づきやすさ、アクセスのし易さです。
- ※【バリアフリー】…障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。
- ※【ノーマライゼーション】…高齢者や障がいのある人が年齢やハンディキャップ等に関わらず、誰もが当たり前で過ごせる社会をめざすための考え方です。
- ※【インクルージョン】…さまざまな背景を持つあらゆる人が排除されないこと。障がいの有無や国籍、年齢、性別等に関係なく、違いを認め合い、共生していく社会をめざす考え方です。
- ※【ユニバーサルデザイン】…バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無や国籍、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

トピックス

★旧優生保護法は、『立法段階から憲法違反』—最高裁

令和6(2024)年7月、旧優生保護法のもとで障がい等を理由に不妊手術を強制された人たちが国を訴えた裁判の判決で、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法は「立法段階から憲法違反」だとして、国に賠償を命じる判決を下しました。

その上で「国は長期間にわたり障がいがある人等を差別し、重大な犠牲を求める施策を実施してきた。責任は極めて重大だ」と指摘し、国に賠償を命じる判決が確定しました。

※「優生保護法」…昭和23(1948)年から平成8(1996)年までの48年間存在

第1条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

第2条 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもって定めるものをいう。

★障がいの社会モデル(人権モデル)と医学モデル(個人モデル)とは

社会モデルと医学モデルの違いは、障がいによって生まれる障壁（バリア）の責任の所在にあります。

まず、医学モデルとは「個人モデル」とも呼ばれており、医学的観点から診断された障がいを本質であると捉え、個人的治療により問題解決を図る考え方です。

つまり、医学モデルの考え方では、障がいによって生み出された障壁は個人の責任であり、治療によって社会に適応していかなければなりません。

一方で、社会モデルは、障がいによって生み出される障壁の責任の所在は、障がい者個人ではなく社会にあるという捉え方です。社会や組織の仕組み、文化や習慣等の多くは、障がい者など少数派（マイノリティ）の存在を考慮せず、多数派（マジョリティ）の都合で作られているためにマイノリティが不利益を受けることなど、社会が障がいを作り出しているからそれを解消するのは社会の責務ととらえることです。

そして、それらが解消されていくこと（少数者にやさしい社会づくり）は、結果として、すべての人（＝多数派）にとってもやさしい社会にもなっていくます。

関連する市の計画・条例や法律 等

- ※「川西市障がい者プラン2029」 R6(2024)-策定
- ※「川西市手話言語条例」 R4(2022)-施行
- ※「障害者基本法」 S45(1970)-施行
- ※「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)」 S25(1950)-施行
- ※「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」 H17(2005)-施行
- ※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」 H18(2006)-施行
- ※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」 H28(2016)-施行 ※資料編掲載

「障害者」の「害」の表記について

本市では、法令の名称や固有名詞などで「害」を漢字で表記しているもの以外は、「害」の字をひらがなで表記しています。

(5) 部落差別に関する人権課題

◆ 現状と課題

部落問題は日本固有の人権問題です。国においては、昭和44(1969)年の「同和対策事業特別措置法」の制定をはじめ、数次にわたる特別立法措置がとられ、平成14(2002)年3月まで同和対策事業として環境改善等を中心に総合的な措置が講じられてきました。

本市においても、昭和52(1977)年に設置された「川西市同和対策審議会」の答申にもとづき、「川西市同和対策事業総合計画」を策定し、同和地区(住民)の生活環境整備、生活向上対策、教育対策や市民啓発を中心に事業、施策を実施してきました。

これまでの取組みによって、同和対策事業対象地域の生活環境等は一定改善されました。しかし、現在でも全国的に結婚をはじめとした差別事象、不動産売買や転居の際に同和地区を避けるという忌避意識、インターネットによる差別書き込みや「現代版地名総鑑」にあたる被差別部落(住所地)の暴露、身元調査に絡んだ戸籍謄本等不正取得事件など、まだまだ課題が残っています。これらの課題は、本市においても決して例外ではありません。

その中で、本市では、差別の要因にもなる住民票の写しや戸籍謄本等の不正取得の防止や不正請求の抑止をはかるため、住民票の写し等を代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に、その交付の事実を通知する「本人通知制度」を平成26(2014)年3月から導入しました。

平成28(2016)年には、「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在すること、部落差別は許されないものであるとの認識の下でこれを解消することが重要な課題であること、部落差別の解消のため、国や地方公共団体の責務や相談体制の充実、教育や啓発の推進、実態調査の実施等について明記されました。

平成30(2018)年10月からは、毎月1回、人権担当職員による、「インターネット・モニタリング事業」を開始しました(モニタリングの検索ワードは、川西市に関連する部落差別)。

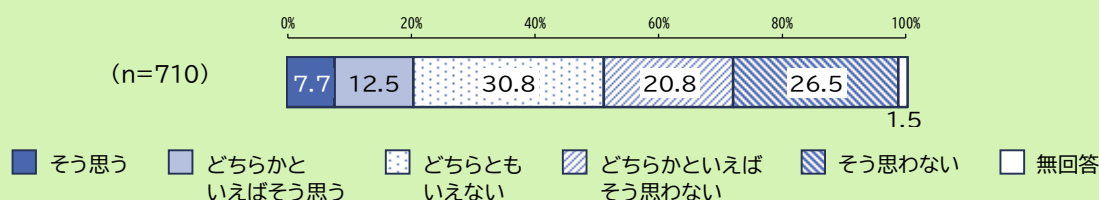
部落問題を解決するためには、市民一人ひとりが、この問題を正しく理解し、部落問題の解決を自分自身の課題としてとらえることが大切であり、そのためにあらゆる機会を通じて、人権教育、人権啓発を推進していくことが求められます。

また、人々にある差別意識を利用して、企業や行政等へ不当な圧力をかけて、高額な書籍等を売りつけ、私的な利益を得ようとする、いわゆる「えせ同和行為」は、部落問題の解決を阻み、部落差別を助長するもので、不当な要求には毅然とした態度で拒否する姿勢を示し、時に法令遵守の厳しい姿勢(法務局等への相談、警察への連絡等)で対応することが必要です。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

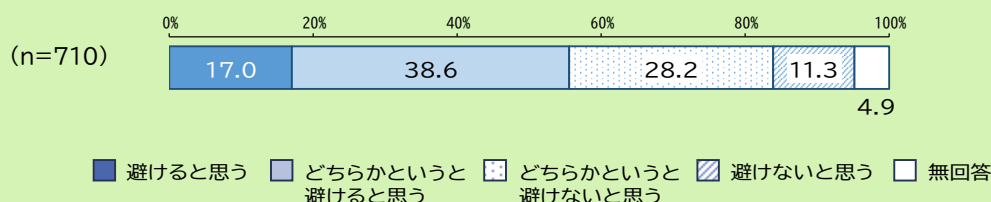
Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか？

キ 部落(同和)問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがよい



2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたが、住宅を購入したり、借りたりするときに価格や広さなどの条件が希望どおりの物件が部落(同和地区)内にあると知った場合、どうすると思いますか。



◆ 今後の方向性

- 人権問題に関する市民意識調査の結果によると、「自分の身内は同和地区出身者とは結婚してほしくない」という意見に対して、「そう思う」と回答したのは9.9%、「どちらかといえばそう思う」と回答したのは30.7%と、その意見を肯定する回答が40.6%にのびりました。このように、同和地区出身者に対する結婚忌避意識は、根強く存在しているといえます。この忌避意識をもたらしているのが、同和地区では近親結婚（血族結婚）が多く、同和地区出身者は特殊な血筋の人たちだという誤解です。同和地区の人たちは、非同和地区の人たちとの通婚がないために、同和地区の中で結婚を繰り返しているのだらうと考えている人は少なくないといえます。

江戸時代は身分制社会でしたから、賤民身分の人たちは同じ身分同士で結婚していましたが、だからといって近親結婚が多かったわけではありません。江戸時代の賤民身分の通婚圏（結婚で人が移動する範囲）は非常に広く、たとえば和泉地方と丹波地方との間での通婚がみられるなど、遠隔地の賤民身分の村との通婚がありました。ひとつの村の中だけで結婚が繰り返されていたわけではなかったのです。そして、明治以降、非同和地区の人との通婚もみられるようになり、戦後はそれが大幅に増加し、近年では同和地区に住む夫婦について、非同和地区との通婚が8割を占めるといわれています。

部落に対する誤解は、近親結婚が多いということだけではなく、さまざまなものがあります。これまで行われてきた部落問題に関する教育や啓発がこうした誤解の解消にどれだけの効果をあげたのか、これを検討することによって、これからの教育・啓発の手法を考えてくことが重要だといえます。

- 部落差別解消推進法について、引き続き周知に努めるとともに、偏見や差別意識を解消するため、正しい知識を理解し、差別的な発言や偏見に基づいた情報を批判する力を身につけることができるように、市職員や教職員の研修の充実、市民等への人権教育・人権啓発に取り組みます。
- 基本的な人権尊重の精神にもとづき、住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上と、子どもの健全な育成を図ることによって、人権問題の速やかな解決に資するための総合的な施設である、川西市総合センターを中心に、隣保館事業や相談事業を推進します。
- 「えせ同和行為」対応については、啓発と法務局や警察との連携を図ります。
- 「本人通知制度」について、多くの人に登録していただくよう、職員をはじめ市民に周知・啓発していきます。
- インターネット上で差別的な書き込みをモニタリング（監視）することで、拡散防止と抑止効果を図ることを目的とし、重大な人権侵害や差別意識、偏見を助長するような書き込みがあった場合は、ウェブサイト開設者に対し削除要請する「インターネット・モニタリング事業」を、引き続き兵庫県や法務局等と連携をはかりながら実施します。

関連する市の計画・条例や法律 等

- *「同和対策事業特別措置法」 S44(1969)-施行
- *「地域改善対策特別措置法」 S57(1982)-施行
- *「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」 S62(1987)-施行
※H14(2002)年-同和対策に関する特別措置法(33年間)は終了
- *「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」 H28(2016)-施行～現在 ※資料編掲載

(6) アイヌの人々の人権

◆ 現状と課題

アイヌの人々は日本における少数民族として、北海道を中心に固有の言語、伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化をもっていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

国では、平成9(1997)年に「アイヌ文化振興法」が制定され、さらに平成20(2008)年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、政府が初めて、アイヌの人々を先住民であると認めました。

また、令和元(2019)年「アイヌ施策推進法」が施行されました。この法律は、「アイヌ文化振興法」に代わるもので、アイヌ民族を日本の先住民族であると法律の上でも認め、差別の禁止を定め、観光や産業の振興を支援する新たな交付金制度の創設等が盛り込まれています。

令和2(2020)年には、北海道白老郡白老町に、アイヌ文化の復興・創造の拠点として「民族共生象徴空間」（愛称：ウポポイ）が開業しました。しかし、その後ウポポイで働いている人たちを含めアイヌの人々に対する多くのヘイトスピーチが行われています。

また、北海道をはじめ居住する地域においては、未だ結婚や就職等で人権侵害が起こっています。

●内閣官房・内閣府 「アイヌに対する理解度に関する世論調査」

(令和4(2022)年11月調査から)

アイヌの人々に対する差別や偏見の有無

○あると思う	21.3%
○ないと思う	28.7%
○わからない	49.7%

差別や偏見があると思う理由

(差別や偏見が「あると思う」と答えた者に、複数回答)

○報道などを通じてアイヌの人々が差別を受けているという話を聞いたことがあるから	62.8%
○漠然と差別や偏見があるイメージがあるから	39.9%
○経済格差や教育格差があるイメージがあるから	27.9%
○昔、学校の授業でアイヌの人々が差別を受けていると聞いて、今もそのイメージがあるから	27.6%
○友人・知人など身近な人が差別を受けているから	2.3%
○自分の子どもから、学校の授業でアイヌの人々が差別を受けていることを学んだと聞いたから	1.5%

◆今後の方向性

- 厚生労働省の「アイヌの人々の相談事業」を広報します。
- アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくため、関係機関等との連携の中で人権教育・人権啓発の推進に努めます。

関連する市の計画・条例や法律 等

- *「北海道旧土人保護法」 M32(1899)～ H9(1997)-廃止
- *「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」
H9(1997)-施行、H31(2019)-廃止
- *「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」
R1(2019)-施行、R4(2022)-改正 ※資料編掲載
- *「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」 R1(2019)-閣議決定

(7) 外国人の人権と多文化共生

◆ 現状と課題

近年の国際化時代を反映して、日本に在住（在留）する外国人は年々増加しています。本市においても、令和6（2024）年9月30日現在、1,861人の外国籍市民が居住しています。

国連においては、昭和23（1948）年の「世界人権宣言」の採択以降、「国際人権規約」「難民の地位に関する条約」「人権差別撤廃条約」等が採択され、国際的な人権基準が形成されてきました。

国においても、一連の人権条約を批准し、平成24（2012）年には、「外国人登録法」が廃止され、平成28（2016）年には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

そのような中で、在住外国人をとりまく社会状況や人権課題は多様化、深刻化してきています。特に、歴史的経緯への理解不足から、在日韓国・朝鮮人※をめぐると人権問題は依然として残っています。

近年渡日してきた外国人（ニューカマー※）に対する人権問題も発生しています。

ニューカマーは、日本語の習得が不十分のため、医療、学校、行政等の必要な情報収集が難しく、他との交流が少なくなり、孤立や行政サービスが受けられない等の問題、課題があります。

一方、国内では、少子高齢化が深刻化し、平成31（2019）年には、外国人労働者の受け入れのため「改正出入国管理及び難民認定法」に伴う新たな在留資格（特定技能）が設けられ、今後、より多くの外国人の増加が予想されます。

本市では、平成6（1994）年に「川西市在日外国人教育指針」を策定し、子どもたちに対する人権教育の推進や、国際理解、国際化の推進に向けたさまざまな取り組みを行っています。

国籍や民族の違いを越え、互いの文化的差異や多様性を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていく多文化共生のまちづくりを推進する必要があります。

本市における外国籍市民の割合

(1) 外国籍市民人数と国籍数の推移について

（住民基本台帳より）

	H28.4.6 (2016)	H29.4.6 (2017)	H30.4.2 (2018)	H31.4.2 (2019)	R2.3.31 (2020)	R3.3.31 (2021)	R4.3.31 (2022)	R5.3.31 (2023)	R6.9.30 (2024)
人数(人)	1,210	1,238	1,235	1,308	1,446	1,425	1,439	1,643	1,861
国籍数	40	41	40	43	47	50	51	50	54

※本市の外国籍市民の人数と国籍数は令和4（2022）年以降大幅な増加傾向にあり、その主な要因としては、比較的短期滞在の労働者が流入したためと推察される。（技能実習生の異動：令和2年度の転入171人、転出155人。令和3年度の転入4人、転出23人。令和4（2022）年度の転入314人、転出246人。令和5（2023）年度の転入249人、転出205人。なお、転出した技能実習生のうち「転入1～2カ月で転出した人」は、令和2（2020）年度で96%、令和3（2021）年度で0%、令和4（2022）年度で87%、令和5（2023）年度で92%となっている。）

(2) 国籍別人口の推移（令和6（2024）年9月現在の上位5カ国、その他の国）（人）

（住民基本台帳より）

	H28.4.6 (2016)	H29.4.6 (2017)	H30.4.2 (2018)	H31.4.2 (2019)	R2.3.31 (2020)	R3.3.31 (2021)	R4.3.31 (2022)	R5.3.31 (2023)	R6.9.30 (2024)
韓国・朝鮮	770	745	722	708	695	675	665	654	639
ベトナム	41	69	49	77	178	160	177	233	277
インドネシア	15	16	23	31	53	53	71	157	248
中国	178	184	191	210	216	199	186	199	189
ミャンマー	1	0	1	1	1	16	15	33	116
ネパール	22	34	42	51	52	57	59	85	105
その他の国	183	190	207	230	251	265	266	282	287
合計	1,210	1,238	1,235	1,308	1,446	1,425	1,439	1,643	1,861

(3)在留資格別人口について（人）

（令和6(2024)年9月30日現在 住民基本台帳より）

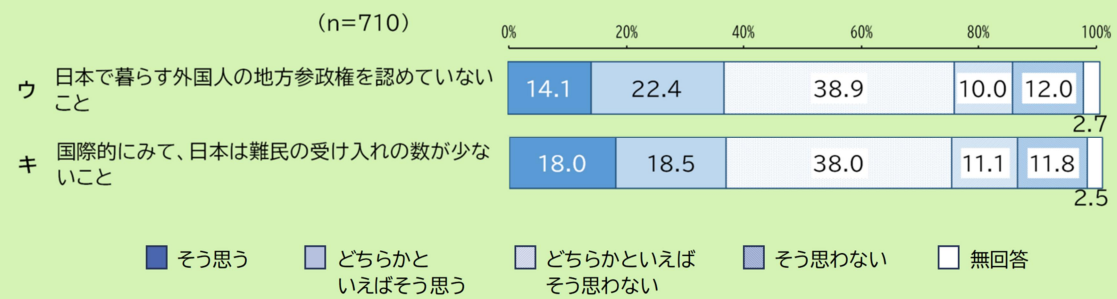
在留資格	特別 永住者	永住者	技能 実習	技術 ・人文知識 ・国際業務	日本人 の配偶 者等	家族 滞在	留学	定住者	永住者の 配偶者等	技能	特定 技能	その他	合 計
韓国・朝鮮	552	52	0	10	8	8	0	6	2	0	0	1	639
ベトナム	0	13	78	62	5	33	7	0	1	0	35	40	274
インドネシア	0	10	41	1	1	4	83	0	0	0	56	52	248
中 国	1	106	10	12	9	12	5	10	2	0	5	17	189
ミャンマー	0	0	15	2	0	0	51	0	0	0	37	10	115
ネパール	0	3	2	2	0	26	41	0	0	18	4	9	105
その他の国	1	120	4	12	56	2	17	21	1	1	11	41	287
合 計	554	304	150	101	79	85	204	37	6	19	148	170	1857

※在留資格の「その他」・・・教授、宗教、高度専門、経営・管理、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、特定活動。

※「(2)国籍別人口の推移について」と「(3)在留資格別人口について」の令和6(2024)年9月30日現在の合計人数に4人の違いがあるのは、データ抽出の時間差によるもの。

2023 年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような行為や状態などについて、人権の観点から問題があると思いますか。



◆ 今後の方向性

- 今後、より多くの外国籍の方が入国することが予想され、本市においても外国籍市民の方が増加することが予想されることから、国籍・民族に関わらず、それぞれの文化や歴史（特に、在日韓国・朝鮮人に関しては、歴史的経緯）を正しく認識し、お互いの立場を尊重し合えるよう、地域、学校園所、職場等で人権教育・人権啓発活動を推進します。
- 行政からの情報が外国籍市民に届くよう、やさしい日本語、多言語の発信に努め、外国人が行政に相談しやすい環境作りに取り組みます。
- 外国人との出会いや交流の場を設け、多様性と調和のある地域社会の実現をめざします。
- 災害発生時の外国籍被災者に対する多言語での支援を行うため、国際交流協会、NPO等との連携体制の構築に努めます。
- 医療機関や医療関係の情報に関する多言語による情報提供及び相談対応を図るとともに、感染症対策における外国籍市民の人権への配慮の重要性についての啓発を行います。
- 日本語学習の充実
 - ア.日本語に不自由を感じている人を対象とした、総合センターの「よみかき教室」を充実します。
 - イ.日本語の習得を希望する小学生・中学生のために、総合センターで実施している「けんけんひろば」の「日本語ひろば」を充実します。
 - ウ.市民団体が開催する日本語教室等の活動などの支援について検討します。
- 相談窓口の充実
 - 外国籍市民を対象とした相談窓口を設置します。

●多文化共生の庁内推進体制について

関係部署による連絡調整の場を設け、多文化共生の考え方について共通認識を図るとともに、外国籍市民に関する現状や課題を共有し、その改善策を検討することで、よりよい支援、取組みを推進します。

●市民、関係団体、事業者等との連携

多文化共生社会の実現は、行政だけで成し遂げられるものではなく、市民等との協働が不可欠です。そのため、外国人と関わりのある市民、多文化共生・国際交流等の関係団体、外国人を雇用する事業者等と連携しながら推進します。

用語解説

※【ニューカマー、オールドカマー】・・・1980年代以降、来日したアジアや南米出身者等をニューカマーと呼び、戦前から居住する在日コリアン等旧植民地出身者とその子孫をオールドカマーと呼びます。

※【在日韓国・朝鮮人】・・・昭和22(1947)年に「外国人登録令」が施行され、それまで日本国籍をもっていた朝鮮人はすべて外国人として登録され、外国人登録の国籍等の欄に「朝鮮籍」と表記されました。その後、昭和40(1965)年に日韓基本条約が結ばれると、大韓民国の国籍を取得する人が増え、その人たちは外国人登録の表記が「韓国」となりました。しかし、大韓民国の国籍を取得しない人も多くいて、その人たちは「朝鮮籍」表記のままとなりました。つまり、「朝鮮籍」は外国人登録証において出身地を表記したものであり、「北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)」の国籍を表すものではありません。

トピックス

★『人種など理由に繰り返しの職務質問は差別にあたり憲法違反だ』と外国出身3人が東京地裁に提訴

愛知県警察本部が作成したとみられる若手警察官向けのマニュアルには、「一見して外国人と判明し、日本語を話さない者は、必ず何らかの不法行為があるとの固い信念を持ち、徹底した追及、所持品検査を行う」などの記載があったとのこと。(令和6(2024)年1月 NHK 報道より)

人種や肌の色、国籍等を理由に相手を選ぶ職務質問や取り調べは「レイシャルプロファイリング」と呼ばれ、国連の人種差別撤廃委員会が防止のためのガイドライン策定などを各国に勧告するなど、国際的な問題となっています。

※レイシャル・プロファイリング・・・レイシャル(人種的)と、プロファイリング(犯人像の分析)を組み合わせた言葉です。警察が、人種や肌の色といった外見を根拠に「犯罪傾向が高い」と判断し、職務質問や捜査対象にすることなどを指します。

★「ヘイトスピーチ」問題

近年、在日韓国・朝鮮人など特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)として頻発するなど人権が著しく侵害される状況が起っています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感、差別意識を与えるだけでなく、当事者の尊厳を傷つけ、生命への恐怖心を与える可能性もあり、決して許されることではありません。

平成26(2014)年7月には国連自由権規約委員会、同年8月には国連人種差別撤廃委員会から、日本政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されました。平成28(2016)年には、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、地方自治体も、不当な差別的言動の解決に向けた取組みに関し、地域の実情に応じた施策を実施するよう努めることと明記されました。

＊「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」
H28(2016)-施行 ※資料編掲載

＊「出入国管理及び難民認定法(入管法)」S26(1951)-施行

※主な改正の歴史

- ・1982 年:戦前から日本に住む韓国人・朝鮮人・台湾人の特例永住権を認定 ・1992 年:永住者の指紋押捺廃止
- ・1999 年:非永住者の指紋押捺廃止 ・2009 年:在留カードの交付 ・2012 年:外国人登録制度廃止
- ・2019 年:在留資格「特定技能」の創設
- ・2024 年:難民認定の申請が3回目以降の場合、「相当な理由」を示さないと本国への強制送還が可能に
(※改正前までは、難民認定の申請中は送還が認められなかった)

＊地域における多文化共生推進プラン H18(2006)-策定 R2(2020)-改正

＊「日本語教育の推進に関する法律」 R1(2019)-施行

＊在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン R2(2020)-策定

＊日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 R2(2020)-策定

＊外国人との共生社会実現に向けたロードマップ R2(2020)-策定

＊「川西市多文化共生推進指針」 R7(2025)-策定予定 ※資料編掲載

(8) 感染症に関連する人権

◆ 現状と課題

【HIV 感染者やエイズ患者】

国内の HIV 感染者とエイズ患者の新規報告件数は、H25(2013) 年をピークに以降、減少傾向にあります。

HIV(エイズウイルス)の感染経路は限定されるうえ、その感染力も他のウイルスに比べて非常に弱いものです。したがって、エイズという病気に関する正しい知識にもとづき、日常生活を送る限り HIV 感染を容易に防ぐことができます。医療技術の進歩により、HIV に感染してもエイズの発症を防ぐことは可能となり、HIV 感染は必ずしも死に直結する疾患ではなくなってきました。

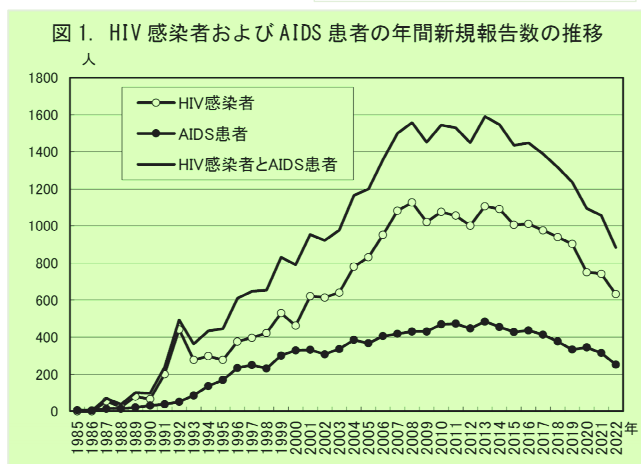
エイズという病気を過度に恐れることは、HIV 感染者やエイズ患者への差別につながり、HIV 感染者を潜在化させることになります。それはさらなる HIV 感染の拡大をもたらしてしまいます。

医学的に見て不正確な知識や思いこみで、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、HIV 感染者、エイズ患者の人たちは、病気がもたらす苦痛に加え、周囲からの偏見や差別等に耐えることを余儀なくされています。

【ハンセン病患者やその家族】

ハンセン病は、「らい菌」という細菌によって引き起こされる慢性の感染症の一つで、かつては「らい病」とか「らい」と呼ばれ、不治の病や遺伝病と誤解され、患者の強制隔離が行われました。主に末梢神経と皮膚が侵され感覚異常、皮膚のただれ、視力障害等の病的症状が現れますが、感染力や発病力は極めて弱いため、この病気そのもので死に至ることはありませんし、感染したとしても発病することは極めてまれです。現在では、治療法も確立され、万一発病しても後遺症も起こすことなく治癒します。

※令和 4(2022)年 厚生労働省



国は、平成13(2001)年、らい予防法※による隔離政策は憲法違反で人権侵害だったと認め、元患者らに賠償金を支払うよう国に命じる判決があり、「ハンセン病補償法」が施行されました。平成20(2008)年には、「ハンセン病問題基本法」が制定され、ハンセン病に対する差別や偏見の解消を推し進めています。

用語解説

※【らい予防法(癩予防法)】…昭和6(1931)年に制定され、平成8(1996)年に廃止されるまで、日本では、65年間も存続しました。しかし、海外では、戦後まもなく、アメリカで開発されたプロミンという薬が使われるようになり、ハンセン病は治る病気になり、その後の化学療法の確立などにより隔離政策の廃止が加速していきまし
た=(日本でも使われていきましたが、法律(隔離政策)はそのまま存続していました)。

《国立ハンセン病療養所》

全国に13か所あり(他に私立1か所)、元ハンセン病患者だった入所者が居住するコミュニティと医療機関で構成される国立の施設群。入所者数は1950年代の約1万2,000人をピークに減少しており、令和6(2024)年5月1日時点で718人となっており、平均年齢は、88.3歳です(入所者はすでに病気は治っていますが、未だ社会にある差別や偏見のため、終の棲家として生活されています)。

*本市では、「国立ハンセン病療養所」へ、現地人権学習会を継続して企画実施しています。

トピックス

★ハンセン病問題に係る全国的な意識調査を令和5(2023)年12月、厚生労働省が、一般の人を対象にインターネットを通じて初めて実施し、2万人あまりから回答を得ました。

調査では、ハンセン病について自分が偏見や差別の意識を持っているかどうかを尋ねたところ、「持っていると思う」が35.4%、「持っていないと思う」が64.6%でした。

また、ハンセン病の元患者や家族に対してどのような場面で抵抗を感じるかを尋ねました。「とても感じる」と「やや感じる」を合わせた抵抗を感じる人は、「近所に住むこと」で9.3%、「同じ医療機関・福祉施設に通うこと」では7.5%でした。さらに、「ホテルなどで同じ浴場を利用すること」は19.8%、「手をつなぐなど身体に触れること」には18.5%、「ハンセン病元患者の家族とあなたの家族が結婚すること」については21.8%が抵抗を感じると回答しています。

厚生労働省の検討会は、「ハンセン病への偏見差別は現存し、依然として深刻な状態にあることがうかがえた」と結論づけました。
(2024.4.3 NHK ニュース)

《ハンセン病問題に係る全国的な意識調査報告を受けて(国立ハンセン病資料館 館長 内田博文)※要約》

報告書によると、2割近くの人が身体に触れることに抵抗を感じると答えたほか、元患者の家族と自分の家族が結婚することに抵抗を感じると答えた人も2割以上にのぼったとされます。「ハンセン病への偏見差別は現存し、依然として深刻な状況にあることがうかがえた」と結論づけられています。

学校の授業などハンセン病問題の学習を受けた経験について質問したところ、「受けたことはない」が55.4%、「はっきりと覚えていない」が27.1%です。国の啓発活動を受けた経験では、厚労省作成のパンフレットが4.1%、法務省主催のシンポジウムが1.2%、国立資料館や療養所の資料館などの展示が4.8%にとどまり、「国の人権教育・啓発活動は市民にほとんど届いていない可能性がある」と指摘されています。(2024.4.4)

【新型コロナウイルス感染症】

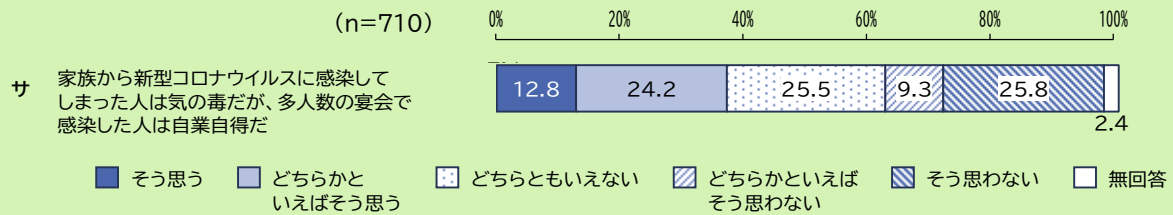
令和2(2020)年に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、感染への恐怖から感染者や医療従事者など、その家族や周囲の人への差別的言動等が社会問題となりました。

また、コロナ感染症用のワクチンが開発された後も、このワクチンの非接種者に対する差別的扱いも問題になりました。

これらは、感染症やワクチンに関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校園所、職場など、社会生活のさまざまな場面で差別やプライバシー侵害等の人権問題が発生しています。

感染症等に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか。



◆ 今後の方向性

- 各感染症の患者等の人権を尊重する視点に立ち、正しい知識の普及と啓発に努めます。
- HIV 感染者は、若い世代に多いという傾向にあることから、学校園所における健康教育の推進に努めます。
- より深い学習ができるように、引き続き「国立ハンセン病療養所」への現地学習会を企画します。

関連する市の計画・条例や法律 等

- *「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 H11(1999)-施行
- *「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」 H11(1999)-策定
- *「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病補償法)」 H13(2001)-施行
- *「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」 H21(2009)-施行
- *「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病家族補償法)」 R1(2019)-施行
- *「新型インフルエンザ等対策特別措置法等を一部改正する法律」 R3(2021)-施行

(9) 刑を終えて出所した人の人権

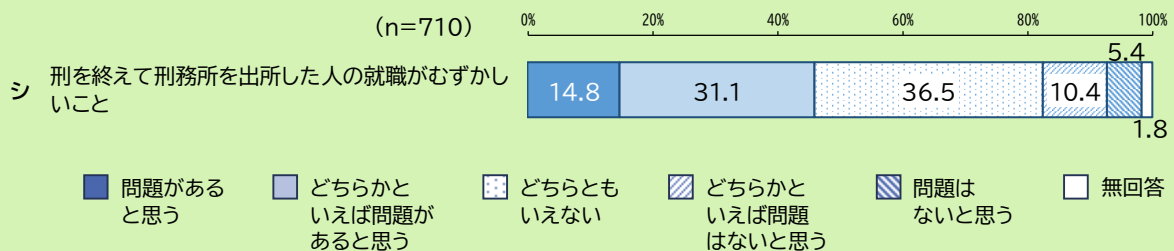
◆ 現状と課題

刑を終えて出所した人に対しては、いまだに根強い偏見や差別意識があります。就職に際しての差別、住居等の確保の困難、悪意のあるうわさや地域社会からの拒否的感情など、本人の努力にもかかわらず、更生意欲がそがれてしまうことがあり、社会復帰をめざす人にとって現実には極めて厳しい状況にあります。また、本人だけでなく、その家族や親族に関しても、地域社会や職場、学校園所などで差別的な扱いを受けることがあります。

刑を終えて出所した人が、真に更生し、社会の一員として円滑な生活が営むことができるようにするには、本人の強い更生意欲とともに、職場や地域社会等周囲の人たちの理解と協力が必要です。また、刑を終えて出所した高齢者や障がいのある人は、自立した生活が困難であるにもかかわらず、福祉的支援を受けられないまま孤立し、再犯に至る場合も多く、社会復帰への支援が必要です。

本市では、令和6(2024)年に川西市地域福祉計画に包含して、再犯防止推進計画を策定しました。

Q あなたは、次のような行為や状態などについて、人権の観点から問題があると思いますか。



◆ 今後の方向性

- 刑を終えて出所した人の更生を助けることを使命とする保護司※会や家庭、地域社会等と連携・協力を図り、偏見や差別意識を解消するための啓発活動に努めるとともに、人権相談等を通じ適切な対応を図ります。
- 「川西市地域福祉計画」にもとづき、取組みを推進します。

用語解説

※【保護司】・・・犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。保護観察官と協働して、保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言を行ったり、刑務所等に入っている人の帰住先の生活環境を整えたりします。川西保護区では、35名の保護司が活躍しています（令和6年5月25日現在）。
保護観察官とは、地方更生保護委員会の事務局と保護観察所に配置されている国家公務員で、心理学や教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づいて、更生保護や犯罪予防に関する仕事をしています。

関連する市の計画・条例や法律 等

- *「更生保護事業法」 H8(1996)-施行
- *「更生保護法」 H20(2008)-施行
- *「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」 H28(2016)-施行
- *「第6期川西市地域福祉計画」 R6(2024)-策定

(10) 犯罪被害者等の人権

◆ 現状と課題

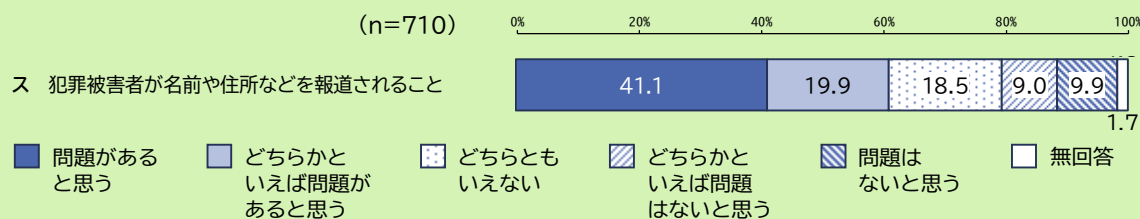
犯罪被害者とその家族をめぐる問題としては、犯罪等により犯罪被害者が直接害を被った後に、うわさや中傷、インターネットでの拡散、マスメディアの報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害といった二次被害があります。

こうした状況を踏まえ、平成17(2005)年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者の権利と支援が明文化されました。また翌年には施策を推進するため、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者給付制度の拡充や刑事裁判での被害者参加制度など、さまざまな施策が実施されています。

本市では、令和2(2020)年に、「川西市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うため、犯罪被害者等のための総合相談窓口を設置しています。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような行為や状態などについて、人権の観点から問題があると思いますか。



◆ 今後の方向性

- 犯罪被害者等のための総合相談窓口を通して、犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題についての相談や必要な情報の提供及び助言を行います。また、人権相談窓口と連携しながら適切な対応に努めます。
- 犯罪被害者等が置かれている状況及びその状況を踏まえた犯罪被害者等に対する支援の重要性並びに二次被害の発生防止のための配慮の重要性について市民等の理解の促進を図るため、

広報及び啓発を行います。

- 「川西市犯罪被害者等支援条例」にもとづき取り組みを推進します。

関連する市の計画・条例や法律 等

＊「犯罪被害者等基本法」平成17(2005)-施行
＊「川西市犯罪被害者等支援条例」令和2(2020)-施行

(11) インターネット等に関する人権課題

◆ 現状と課題

インターネットやスマートフォン等の急速な普及によって、人々の生活の利便性が大きく高められ、豊かさがもたらされた一方で、個人情報や本人の知らないところで収集、利用されたり、匿名性や情報発信の容易さを悪用し、他人への誹謗中傷、個人情報の無断掲載、差別的書き込みが行われるなど、個人の名誉やプライバシーの侵害にかかる人権問題が起こっています。

その対策として、国では、インターネット上での人権侵害による被害を回復するため、平成14(2002)年に「プロバイダ責任制限法」が施行され、発信者情報の開示要求や被害者からの削除要請が認められました。さらに平成21(2009)年に「青少年インターネット環境整備法」が施行され、青少年を有害情報から守るために携帯電話会社等にフィルタリング(閲覧制限)サービス等の提供が義務づけられました。

また、本市においても、平成30(2018)年より、インターネット上で差別的な書き込みをモニタリング(監視)することで、拡散防止と抑止効果を図ることを目的とし、重大な人権侵害や差別意識、偏見を助長するような書き込み(※本市に係る部落問題)があった場合について、ウェブサイト開設者に対し削除要請する「インターネットモニタリング事業」を開始しました。

しかしながら、全国的に、特にSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)上での誹謗中傷などの人権侵害が後をたたない状況にあります。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4(2022)年8月調査から)

－あなたが、インターネットに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。－ 複数回答(%)

○他人を誹謗中傷する情報が掲載されること	67.7%
○他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること	42.8%
○プライバシーに関する情報が掲載されること	42.5%
○SNSなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること	37.0%
○リベンジポルノ※が存在すること	31.5%
○操作の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること	17.9%
○特になし	14.7%

◆ 今後の方向性

- インターネット等による人権侵害を、すべての人に係る人権問題として、個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を推進します。
- 情報収集や発信における個人の責任や情報モラル等についても知識と理解を深めていく教育・啓発活動を進めるとともに、学校園所においても情報モラルの育成に努めます。
- 「インターネット・モニタリング事業」については、引き続き兵庫県や法務局等と連携を図りながら実施します。➡※「部落差別に関する人権課題」

用語解説

※【リベンジポルノ】・・・一般的に交際相手に振られた腹いせに、交際時に撮影したプライベートな写真や動画をインターネット等を通じて不特定多数に配布、公開する行為のことです。

★フェイクニュースとは？

メディアやブログ、SNSで、本当ではない記事が公開されていることがあります。これらの記事をフェイクニュースなどと呼びます。多くの人のだまされてしまい、広まってしまったフェイクニュースもたくさんあります。フェイクニュースの影響で、選挙結果や政治の状況が変化するともいわれています。広める前に、その記事を書いたのが信頼できるメディアかどうかを確認したり、元となった情報を確認したりすることが重要です。

★デマに気をつけよう！

SNSでは、いい加減なうわさ話（デマ）が広まる場合があります。友だちが言っている、多くの人が言っている、みんながだまされている可能性があります。デマを広めてしまうと多くの人に迷惑がかかるので、例えば、本当かどうか確認せずにうわさ話をSNSで広めたりしてはいけません。昔に比べて、画像の加工も簡単になりました。近年では、「ディープフェイク」と呼ばれる高度な画像合成技術を使った動画も出回っています。とても作りこまれていて本物のように見えてしまうため、注意が必要です。

関連する市の計画・条例や法律 等

- *「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）
H14(2002)-施行
- *「特定電気通信による情報流通で発生する権利侵害等対処法」、通称名「情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）」
R6(2024)-施行
- *「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」、通称名「リベンジポルノ防止法」
H26(2014)-施行
- *「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
（青少年インターネット利用環境整備法）」H21(2009)-施行

(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

◆ 現状と課題

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮当局による日本人拉致が多発しました。現在、日本政府は17人を拉致被害者として認定しています。このうち兵庫県関係者は2人で、ほかにも北朝鮮当局により拉致された可能性を排除できない人たちがいます。

拉致問題は、国民の生命と安全に関わる重大な人権の侵害であり、国は北朝鮮に対し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、すべての被害者の安全確保、即時帰国及び真相究明等を強く要求してきました。北朝鮮は平成14(2002)年9月に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮当局からの問題の解決に向けた具体的行動はありません。

このような状況に対し、平成18(2006)年に「北朝鮮人権侵害対処法」が施行されるとともに、国及び地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めることとし、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

近年、拉致被害者の家族の高齢化が進む中、この問題の一刻も早い解決が求められています。

令和4(2022)年1月には、本市において、拉致問題啓発舞台劇『めぐみへの誓いー奪還ー』を国、県、本市の共催で開催し、啓発を進めました。

◆ 今後の方向性

- この問題についての関心と認識を深めていくために、同法の趣旨にもとづき、国・県等関係機関との連携の中で啓発活動に努めます。
- 啓発活動は、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に推進します。

(13) 生活困窮者等の人権

◆ 現状と課題

生活困窮者※には、病気で働けない、ひきこもり、負債を抱えている等複合的な課題を抱え、社会とのつながりが薄れ、孤立している状況があります。

平成27(2015)年には、「生活困窮者自立支援法」が施行され、自立支援の施策も実施されています。

本市では、相談窓口を設置し、生活保護に至る前に自立に向けた包括的な支援を行います。支援にあたっては、本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など、本人の状態に応じた自立を支援します。

また、気軽に相談できる体制づくりとして、「くらしとしごとの応援LINE相談」を実施しています。

用語解説

※【生活困窮者】・・・就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者です。

【ホームレス※の人権】

倒産や失業等の経済・雇用状況を含む社会的背景やさまざまな理由により、自立の意思がありながら路上等の生活を余儀なくされている人たちが都市部を中心に存在しています。路上等での生活の長期化は心身ともに病弊させ、再起が一層難しくなっています。

そのような中で、住民から嫌がらせや暴行を受ける等の人権侵害も発生しています。

国では、平成14(2002)年に「ホームレス自立支援法」が制定され、翌年「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が決定されるなど、対策が講じられるようになりました。

用語解説

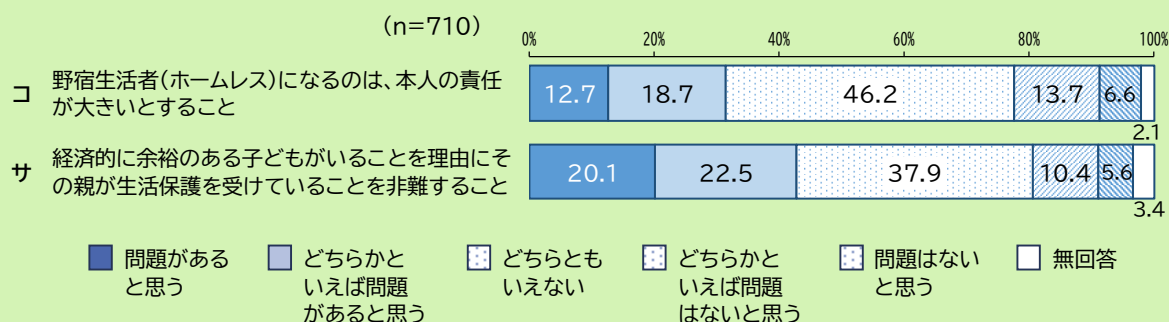
※【ホームレス】・・・都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者です。

【生活保護受給者の人権】

生活困窮者が、憲法や法律で定められた最後のセーフティネットでもある「生活保護制度※」を正當に利用することになった場合も、自己責任論等により、利用者が非難・中傷を受けるなど、人権が軽視され、生きづらい社会となっています。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか。



用語解説

※【生活保護制度】…資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

◇憲法第25条 第1項すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

◆ 今後の方向性

- 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の対象者別福祉は、これまでどおり実施しながら、それぞれの縦割りを脱して重層的に支援を重ねあいながら、その人や家族の生活に関するさまざまな課題に対して、包括的に支援していく体制を整えていく「重層的支援体制整備事業」を実施します。
- 法律等にもとづき、生活困窮に至った方の尊厳の確保に配慮しつつ、経済的自立、社会生活の自立、日常生活の自立に向けた支援を行います。
- ホームレスや生活保護受給者を含む生活困窮者への偏見や差別意識の解消に向けた人権啓発や職員に対する人権研修を進めます。

関連する市の計画・条例や法律 等

*「生活保護法」 S25(1950)-施行

*「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援特別措置法)」 H14(2002)-施行

*「生活困窮者自立支援法」 H27(2015)-施行

(14) 性的マイノリティの人権

◆ 現状と課題

「この世の中には女と男の2つの性別しかなく、人は女に生まれれば、だれもが自分は女であるという自覚を持って成長し、異性である男を好きになる。同様に、男に生まれれば、だれもが自分は男であるという自覚を持って成長し、女を好きになる」。

私たちの社会は、これが「当たり前」で、「普通」であると考えてきました。こうした「当たり前」「普通」からはずれているとみなされた人たちを性的マイノリティといいます。具体的には、女性同性愛者(レズビアン)、男性同性愛者(ゲイ)、恋愛感情や性的欲求が男女(両性)に対してある両性愛者(バイセクシュアル)、他者に対して恋愛感情や性的欲求を抱かないアセクシュアル、そして、ジェンダーアイデンティティ※にかかわるトランスジェンダー※、自分の性的指向※やジェンダーアイデンティティがどのようなものであるのか、よくわからない、悩んでいる、迷っている、そして意図的にまだ決めていないというクエスチョニングと呼ばれる人たちなどがいます。

海外では、同性どうしの結婚を認める国が増え、国内でも性的マイノリティであることをカミングアウト(公表)する人が出てきたりするなど、性的マイノリティが少しずつ社会に認知されるようになってきました。

しかし、日本では依然として性的マイノリティに対する誤解や偏見は根強く、日常生活においてさまざまな困難や不利益に直面している性的マイノリティが非常に多くいます。とりわけ、自分が性的マイノリティであると気づいた子どもたちは、正しい知識や情報を持たず、だれにも相談できないまま、性的マイノリティである自分を受け入れることができずに、一人で悩み続けるというケースが多くあります。

そのような中で、ようやく、令和5(2023)年6月に性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(通称:LGBT 理解増進法)ができました。

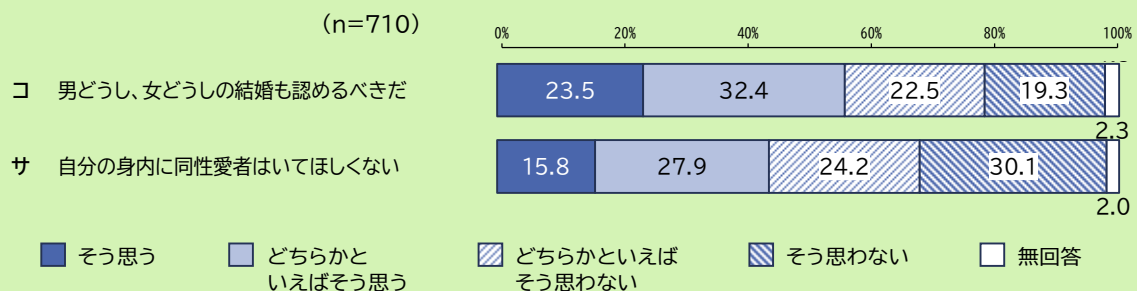
しかし、法律の内容は理念法にとどまり、国としての具体的な差別解消への取組み等は明記され

ず、不十分なものとなっています。

本市では、具体的な取組みとして、啓発活動だけではなく、全国に拡がりをみせている「パートナーシップ宣誓制度※」を令和2(2020)年8月に導入しました。その後、令和3(2021)年4月には、同様の制度を実施している阪神7市1町と「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」を締結し、続いて、令和6(2024)年4月には県域を越え、大阪府、京都府の制度実施自治体と「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」を構築しました。なお、この制度は、東京都渋谷区、同世田谷区が平成27(2015)年に初めて導入しました。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか。



◆ 今後の方向性

- 本市では、性的マイノリティの人権擁護の観点から、平成16(2004)年度と平成22(2010)年度に各種申請書等の公文書について、不必要な性別記載欄を削除していますが、令和元(2019)年「公文書における性別記載欄の見直しに関する指針」[#]を策定し、改めて不必要な性別記載欄を削除しています。特に、戸籍上の性別と見かけの性が異なることで、手続きの際に再確認されるなど、精神的な苦痛を受けることがあるという問題を市職員は認識し、不適切な対応をしないように十分留意していきます。
- 日常生活において性的マイノリティがかかえる困難や不利益が人権問題に他ならないことを認識し、それらの困難や不利益をなくす対応の一つとして導入した「パートナーシップ宣誓制度」を含め、性についての多様なあり方を理解し、多様な個々の生き方を尊重し合える人権教育、人権啓発を推進します。また、パートナーシップ宣誓制度の対象範囲を広げた「ファミリーシップ制度※」の実施を検討していきます。
- 学校園所にいる性的マイノリティの子どもたちが、孤立し、悩んでいることを前提とした性教育に取り組むとともに、保護者の世代に対する人権啓発に努めます。また、平成28(2016)年文部科学省発出の「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」や、令和5(2023)年に子ども施策を総合的に推進することを目的として制定された「こども基本法」にもとづいた対応に努めます。
- 令和5(2023)年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT 理解増進法)が公布、施行されました。同法にもとづき、性的マイノリティの児童や生徒だけでなくすべての市民に、「性的マイノリティ」は特別な人ではなく、「そもそも人の性や価値観は多様である」ことを基本に啓発していきます。
- 川西市総合センターで実施している「セクシュアル・マイノリティ相談会」においては、だれにも相談できずに一人で悩み続けている性的マイノリティが多いことを認識し、同相談会の情報を広く発信するとともに、相談に行きやすい相談窓口の体制を整えていきます。

用語解説

※【ジェンダーアイデンティティ】…自分自身の性別をどのように認識しているかを表す概念で、生まれ持った身体的性別や戸籍上の性別と必ずしも一致するものではありません。
LGBT理解増進法では「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されています。

※【トランスジェンダー】…トランスジェンダーとは、身体をつくりからみた身体の性（生物学的な性）と心の性（性自認＝自分は女である、自分は男であるという意識と、その意識にもとづいた言動の一貫性・持続性）が一致していないために持続的な違和感・不快感を持つ人たちをいいます。身体の性と心の性のズレは、トランスジェンダー個人によってさまざまで、外科的な措置によって、身体の性を心の性に一致させたいと望む人や、一致させた人もいますが、トランスジェンダーすべてが外科的な措置を望んでいるわけではありません。

※【性的指向】…恋愛感情または性的感情の対象がどのような性別に向いているかを示す概念です。

※【パートナーシップ宣誓制度】…婚姻と同等の法律上の効果があることを証明するものではないが、日常生活において相互に協力し合い、継続的に共同生活を行う人生のパートナーと約束した一方または双方が、性的マイノリティである2人に対して、地方自治体がパートナーシップの証明書を発行するもの。

※【ファミリーシップ制度】…日常生活において互いを人生のパートナーとして協力し合う性的マイノリティ当事者2人を基本とし、一方の子又は親を含めた当事者が、家族として、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを、自治体が公に証明するもの。

トピックス

★性別変更の手術要件めぐり 特例法の規定は憲法違反 最高裁

令和5（2023）年10月、最高裁大法廷は、「性同一性障害者特例法」（平成16（2004）年 施行）における「生殖能力をなくす手術の要件」は憲法違反で無効の判決を下しました。一方、変更後の性別に似た外観を備える手術の要件については審理を尽くしていないとして、高等裁判所で審理をやり直すよう命じました。憲法違反の判断は、裁判官15人全員一致の意見でした。

令和6（2024）年7月、広島高等裁判所は、性同一性障害と診断され、手術を受けずに戸籍上の性別を男性から女性に変更するよう申し立てた当事者に対し、変更を認める判決を下しました。これまで戸籍上の性別を変更するには外観を似せるための手術が必要だとされていましたが、裁判所は「手術が常に必要ならば憲法違反の疑いがある」と指摘しました。

★「性同一性障害」は「性別違和」に、さらに「性別不合」へ

今日、「性同一性障害」はすっかり知られる言葉となりました。日本では平成15（2003）年「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」（特例法）が成立しました。ただ、「性同一性障害」という言葉は、病人であるとのイメージが強く、当初から欧米では不人気で批判の対象でした。

精神疾患に関わる疾病分類は、世界で代表される2つが知られており、米国精神医学会と世界保健機構WHOがあり、平成25（2013）年に米国精神医学会では、「性同一性障害」の病名は「性別違和」に変更になり、さらに令和元（2019）年にWHOでは、「性別不合：Gender Incongruence」に変更され、同時に精神疾患からも除外されました。

日本においては、令和6（2024）年、「性同一性障害の診断と治療のガイドライン」から「性別不合に関する診断と治療のガイドライン（第5版）」に名称も含め改定されました。

関連する市の計画・条例や法律 等

※「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律（性同一性障害者特例法）」H16（2004）-施行

※「こども基本法」R5（2023）-施行

※「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」

（通称：LGBT理解増進法）R5（2023）-施行 ※資料編掲載

(15) 自死(自殺)者とその家族の人権

◆ 現状と課題

警察庁の自殺統計原票を集計した結果(自殺統計)によれば、日本の自死(自殺)者数は、平成15(2003)年の34,427人をピークに減少傾向で、令和元年は最少の20,169人となりました。しかしながら、令和2(2020)年は11年ぶりに総数が増加に転じて21,081人となった後は21,000人台で推移し、令和5(2023)年は21,837人となりました。

地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)によると、本市の自死(自殺)者数は令和2(2020)年以降増加しており、令和4(2022)年には過去5年間で最も高い36人となっています。年齢別にみると特に60歳未満については、令和4(2022)年には22人と平成30(2018)年の3倍近い人数となっています。

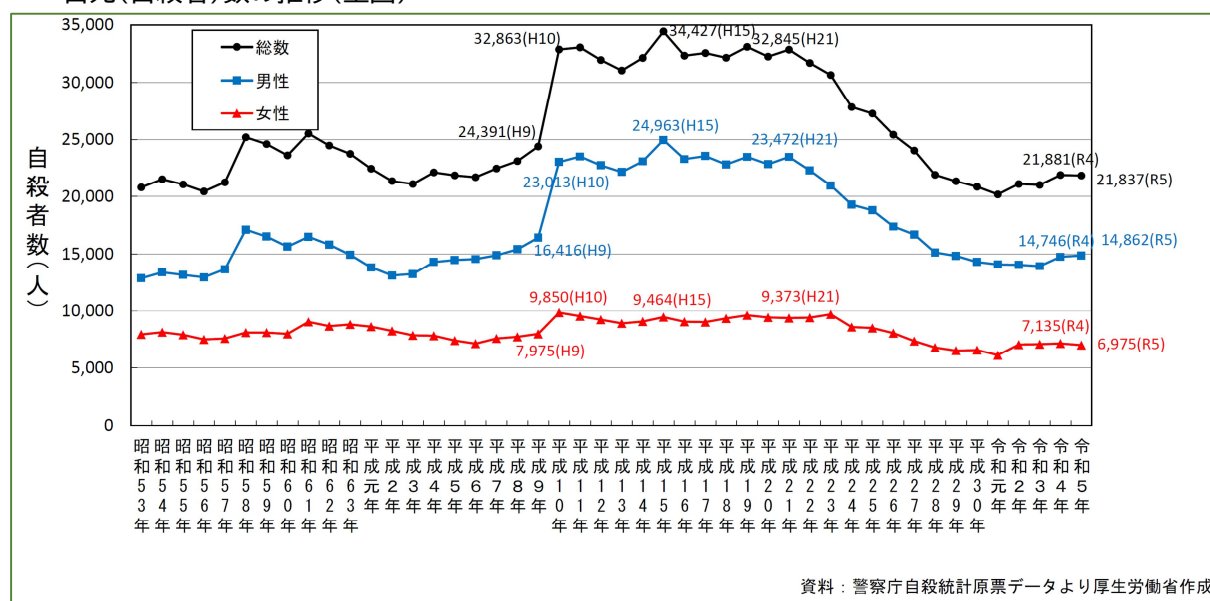
自死(自殺)は、その多くがさまざまな社会的・経済的要因からの悩みが原因で追い詰められた末の死であり、「誰にでも起こりうる危機」と言えます。そのために、自殺対策は、保健・医療・福祉・教育・労働、その他関連施策が有機的に連携し、行政だけでなく、社会生活におけるさまざまな関係機関との力を合わせた取り組みが必要不可欠です。

また、同時にこの問題は、自死(自殺)者の家族も、自責の念や社会からの偏見等に苦しめられるという二次的な問題も起こっています。

こうした中で、本市では、誰もが自分らしく住み続けられる地域共生社会の実現をめざして、令和元(2019)年に川西市自殺対策計画を策定し、令和6(2024)年からは川西市地域福祉計画に包含しています。

※ここでは、基本的に「自死(自殺)」と表記しています。

自死(自殺者)数の推移(全国)



◆ 今後の方向性

- 「川西市地域福祉計画」にもとづいて、自死(自殺)対策に関する施策を推進します。
- 自死(自殺)者家族の人権問題について、市民啓発や人権学習を実施していきます。

関連する市の計画・条例や法律 等

＊「自殺対策基本法」H18(2006)-施行

＊「第6期川西市地域福祉計画」 R6(2024)-策定

(16) 職場等における人権課題

◆ 現状と課題

全国的な職場に関する人権課題としては、長時間労働の問題や障がい者雇用の問題、さまざまな「ハラスメント」等の課題があります。ハラスメントについては、「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)」や「パワー・ハラスメント(パワハラ)」等はよく認識されてきていますが、近年では、「マタニティ・ハラスメント(マタハラ※)」や「パタニティ・ハラスメント(パタハラ※)」、「モラルハラスメント(モラハラ※)」、「カスタマー・ハラスメント(カスハラ※)」なども問題になっています。

ハラスメントの被害を受けた従業員は、精神的な病気を患い休職を余儀なくされたり、不本意な退職に追い込まれたり、さらに深刻な場合には、自らの命を絶ってしまうことも現実起きています。

令和元(2019)年には、「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「女性活躍推進法」「労働者派遣法」の5つの法律が改正され、パワハラ防止対策が事業主の義務となったり、セクハラやマタハラの防止対策等も強化されてきています。

その中で本市では、ハラスメントのない職場づくりに向けた「職員ハラスメント防止指針」を令和2年に策定し、職員が互いに尊重し合える、安全で快適な職場づくりに努めています。

◆ 今後の方向性

- 本市では、人事部門や人権部門が中心となり、人権研修などを推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに努めます。
- 本市では、「職員ハラスメント防止指針」にもとづき、引き続き、職員に周知を図るとともに、より安全で快適な職場づくりを進めていきます。
- 働く者の人権を守るため、「公益通報者保護法*」など、その周知に努めます。
- 市内企業の事業者・従業員向けの人権研修を実施します。

用語解説

※【マタハラ】・・・妊娠、出産に伴う就業制限や育児休暇により業務上の支障をきたすという理由で精神的・肉体的にいやがらせを行うことです。

※【パタハラ】・・・男性社員の育児休業制度等の利用に関して、業務上の支障をきたすという理由で取得を拒んだり、降格させる等精神的・肉体的にいやがらせを行うことです。

※【モラハラ】・・・肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的にいやがらせを行うことです。

※【カスハラ】・・・顧客等からのクレーム・言動のうち、特に悪質で労働者の就業環境が害されるほどの行為のことです。事業者は、社外の人から受けるカスハラに対しても、対策を講じる必要があります。

トピックス

★ 就職差別に関する調査より

日本労働組合総連合会が、令和5(2023)年4月1日から4月4日までの4日間で、最近3年以内に就職の為に採用(新卒・中途採用)試験を受けた全国の15歳から29歳の男女1000名にインターネットによるアンケートを行い、有効サンプルを集計した結果、応募書類やエントリーシートに「性別」(80.5%)、「本籍地や出身地に関すること」(43.6%)に記入を求められたことがあると回答しています。

また、採用試験の面接で質問されたことがあるものとして、「性別」(28.6%)、「本籍地や出身地に関すること」(28.3%)となっています。

その他にも戸籍謄(抄)本の提出を求めらるがあると30.8%が回答しています。

令和5(2023)年5月31日 日本労働組合総連合会 Press Release 記事より引用

＊「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
(労働施策総合推進法)」S41(1966)-施行

＊「公益通報者保護法」H18(2006)-施行

一般にいう内部告発を行った労働者を保護する日本の法律です。国民生活の安全・安心を損なうような企業不祥事は、事業者内部の労働者等からの通報をきっかけに明らかになることも少なくありません。こうした企業不祥事による国民への被害拡大を防止するために通報する行為は、正当な行為として事業者による解雇等の不利益な取扱いから保護されるべきものです。「公益通報者保護法」は、労働者等が、公益のために通報を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかという制度的なルールを明確にするものです。

(17) 震災等の災害に起因する人権課題

◆ 現状と課題

近年の大災害では、本市でも被害があった H7(1995)年1月の阪神・淡路大震災、H23(2011)年3月の東日本大震災、H28(2016)年の熊本地震、H29(2017)年、九州北部豪雨、H30(2018)年、西日本豪雨と大阪北部地震等があり、まさしく災害大国日本となっています。

その中でも特に国内観測史上最大の津波の発生により、多くのいのちを奪い、壊滅的な被害をもたらした東日本大震災では、福島第一原子力発電所事故も同時に発生し、周辺住民に避難指示が出されるなど、未だに多くの住民が避難生活を余儀なくされ、復興にはほど遠い状況にあります。

このようなさまざまな被災の中で、被災者における人権問題が少なからず惹起しています。なかでも高齢者、障がいのある人、女性、子ども、性的マイノリティ、外国人等への人権的な配慮不足(避難時や避難所運営などで)や、福島第一原子力発電所事故では放射能汚染等における被災地、被災者への風評被害や差別が大きな問題となっています。

◆ 今後の方向性

- 地域防災計画作成(改正)時には、人権的視点に注意しながら作成していきます。
- 放射能汚染差別等の人権侵害については、人権啓発を行います。

コラム

※東日本大震災における福島原発事故に伴う放射能汚染差別(フクシマ差別)

福島原発による放射能漏れでは、放射能の人的影響や農業・漁業など産業への被害の問題に加え、また福島出身、福島ナンバーの車という理由だけで拒否されたり、遠ざけられたり、偏見の目で見られるという、いわゆる「フクシマ差別」といったものも生じています。

そのため、放射能被害から逃れて県外に避難しても、福島から来たということを隠しながら生活をせざるを得ないという非常に悲しい現実があります。またその一方で、どこへも避難することができず、仕方なくその土地に滞在し続けている人がいることも事実として受け止めなければなりません。

原発事故によってある日突然、差別的に扱われ、昨日まで当たり前のように持っていた権利が侵害されるという構造や、戦後の広島、長崎における「被爆者」に対する差別問題と、この原発の事故による被害者への差別問題は、残念ながら戦後79年を経た現在でも根底は共通していると言わざるを得ません。

＊災害対策基本法 S37(1962)-施行

＊川西市地域防災計画 ※毎年度

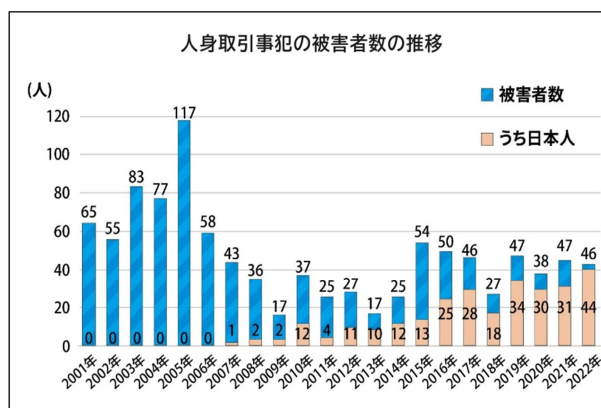
(18) 多様な人権課題

【人身取引に関する人権問題】

人身取引（性的サービスや労働の強要等）」とは、暴力、脅迫、誘拐、詐欺等の手段を用いて、支配下に置かれたり、引き渡されたりして、売春や性的サービス、労働などを強要される犯罪であり、重大な人権侵害です。この日本でも発生しています。

関連する市の計画・条例や法律 等

*「人身取引対策行動計画 2022」 R4(2022)-政府



※内閣官房「人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策に関する取組について(年次報告 2022 年)」

【婚外子に関する人権問題】

日本では、平成25(2013)年によりやく婚外子の相続差別はなくなりましたが、先進諸国では、すでに、法律から嫡出概念を廃止し、婚外子と婚内子の区別自体をなくしていました。(法律から親の婚姻の有無によって子どもを区別する言葉がなくなった)。

日本では、未だ法律上の区別があるだけではなく、婚外子を「非嫡出子(嫡出でない子)」という差別的な用語を使っています(国連「子どもの権利委員会」から、2004 年より、「非嫡出子」などの用語は差別的であると廃止するよう勧告されています)。

トピックス

★婚外子の相続差別は、違憲—最高裁の判例見直し

平成25(2013)年9月、結婚していない男女間に生まれた婚外子(非嫡出子)の相続分を法律婚の子(嫡出子)の半分とする民法の規定(900条)を巡る裁判で、最高裁大法廷は、規定は法の下での平等を定めた憲法に違反し無効だとする決定を下しました。裁判官14人全員一致の判断で、規定を合憲とした平成7(1995)年の判例を見直しました。

日本は、平成25(2013)年の違憲決定によりやく相続差別を廃止しました。この時点で、婚外子の相続差別を残す国は、フィリピン、インドなどごくわずかでした。

【ひとり親家庭に関する人権問題】

ひとり親家庭の人権課題としては、貧困問題や偏見、それに伴う「子どもの貧困問題」などがあります。また、同じ「未婚」のひとり親家庭については、社会からの偏見や差別(制度的も含む)を受けるなどにより厳しい環境にあります。

令和2(2020)年には、「ひとり親控除」*が創設され、ようやく税制上の差別的扱いがなくなりました。

用語解説

※【ひとり親控除】…令和2(2020)年に創設された所得控除です。シングルマザー・シングルファザーの生活難という社会問題を受け、税制面から生活難を支援するために創設された制度です。申告者本人が合計所得金額500万円以下のひとり親であり、一定の要件に該当する場合には、その年の総所得金額等から35万円が控除されます。母子家庭には特別な控除として「寡婦控除」が設けられていましたが、同様の立場にある父子家庭に対する「寡夫控除」については、適用要件などに差がありました。しかし男女平等の観点からすれば、このような差があるべきではないということで、寡婦(寡夫)控除の適用要件と控除額について見直されることになりました。

また、未婚のひとり親については、寡婦(寡夫)に該当しないことから、今まで「寡婦(夫)控除」が適用されませんでした。この点も見直されることになり、結婚せずに生まれた子を持つひとり親家庭についても、所得税における税制上の措置が必要であるという観点から、寡婦(夫)控除について見直されました。

ひとり親家庭の主要統計データ(令和3年度全国ひとり親世帯等調査の概要)

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	1 1 9 . 5 万世帯 (1 2 3 . 2 万世帯)	1 4 . 9 万世帯 (1 8 . 7 万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9 . 5 % (7 9 . 5 %) 死別 5 . 3 % (8 . 0 %) [7 9 . 6 %] [5 . 3 %]	離婚 6 9 . 7 % (7 5 . 6 %) 死別 2 1 . 3 % (1 9 . 0 %) [7 0 . 3 %] [2 1 . 1 %]
3 就業状況	8 6 . 3 % (8 1 . 8 %) [8 6 . 3 %]	8 8 . 1 % (8 5 . 4 %) [8 8 . 2 %]
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 8 . 8 % (4 4 . 2 %) [4 9 . 0 %]	6 9 . 9 % (6 8 . 2 %) [7 0 . 5 %]
うち 自営業	5 . 0 % (3 . 4 %) [4 . 8 %]	1 4 . 8 % (1 8 . 2 %) [1 4 . 5 %]
うち パート・アルバイト等	3 8 . 8 % (4 3 . 8 %) [3 8 . 7 %]	4 . 9 % (6 . 4 %) [4 . 6 %]
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 7 2 万円 (2 4 3 万円) [2 7 3 万円]	5 1 8 万円 (4 2 0 万円) [5 1 4 万円]
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 3 6 万円 (2 0 0 万円) [2 3 6 万円]	4 9 6 万円 (3 9 8 万円) [4 9 2 万円]
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 7 3 万円 (3 4 8 万円) [3 7 5 万円]	6 0 6 万円 (5 7 3 万円) [6 0 5 万円]

※令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。

※()内の値は、前回(平成28年度)調査結果を表している。(平成28年度調査は熊本県を除いたものである)

※[]内の値は、今回調査結果の数値を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。

※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

4

【ユニークフェイスの人(見た目問題)に関する人権問題】

「ユニークフェイス」・「見た目問題」とは、見た目問題という言葉から、いわゆる容姿の美醜や、ファッションに関することを想像する人も多いかもしれません。しかし、ここでいう見た目問題とは、生まれつきアザや形成不全、あるいは事故によるやけどや傷のあとがあるなど、顔を中心とした「見た目」に症状のある人たちが、社会で直面するさまざまな人権問題のことを言います。

日本における「見た目問題」の当事者は約80万～100万人と考えられています。彼らの多くが学校でいじめられたり、就職や結婚で差別されるなど、生きていく上でのさまざまな困難に日々直面しています。

※平成19(2007)年 藤井輝明さん(ユニークフェイス当事者)の講演会開催

トピックス

★ルッキズム

外見のみを重視して人を判断したり、容貌や容姿を理由に差別的な扱いをしたりすることです。外見を意味する「Looks(ルックス)」と、主義を意味する「ism(イズム)」を組み合わせた言葉で、日本語では「外見至上主義」と訳されることが多いです。

1970年頃、アメリカを中心として始まった肥満差別の廃絶を訴えるファット・アクセプタンス運動のなかで生まれた言葉とされています。

【社会的ひきこもりの人たちに関する人権問題】

「ひきこもり」とは、仕事をしていない、学校に行っていない、自宅にこもっている、人とのつながりが、という状況が、長期(数か月)にわたり、続いている状態のことを言います。

社会問題としてのひきこもりは心に傷を負い、対人交流を避け、身を守っている状態です。ひきこもりそれ自体より、ひきこもりによって生じる生活困難が課題になります。

その要因は、対人関係や進学悩み、就労の困難さ、生活困窮等さまざまで、複数の要因が絡み合っている場合も多く、年齢や状況によっても多岐にわたっていますが、本人や家族が自分たちの責任と考え、社会的に孤立する傾向にあります。

近年は、80代の親が自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰ってしまう「8050問題」が大きな社会問題となっています。

※令和元(2019)年度 人権講座(学校)でテーマ化し開催

トピックス

★「ひきこもり」と「ニート」のちがいは

ひきこもりは、社会的参加(就学、就労、家庭外での交遊等)を回避し、6ヶ月以上にわたって家庭内にとどまっている状態を指しますが、ニートは社会的参加はあるものの、働いていない(働く意思がない、働けない事情がある)状態を指します。

関連する市の計画・条例や法律 等

＊「第2期川西市子ども・若者未来計画」R7(2025)-策定予定

＊「川西市第6期地域福祉計画」R6(2024)-策定

【病気等に関する人権問題】 ※感染症関係は別項

●水俣病（患者）

チッソ水俣工場からの排水にメチル水銀化合物が含まれていたために、それに汚染された魚介類を、日常的に食べたことが原因となって水銀中毒が集団発生した公害病のことで、妊娠中の母親が汚染された魚介類を食べたことにより、胎児が水銀中毒となった胎児性水俣病患者の人たちもいます。

しかし、発生当時、病気の原因がよくわからなかったため、伝染する病だとか奇病だとまわりから言われ、当人はもとより家族等も含め偏見や厳しい差別を受けました。その後、原因が工場排水であったことが解明されましたが、残念ながら現在に至るも、水俣地域の住民に対する差別発言や中傷電話があるなど、被害者や地域に対する偏見や差別は解消されていません。〈1956年患者の発生公式確認、1968年国が原因はチッソ水俣工場の排水と認定〉

同様に、「新潟水俣病」も発生しています。また、水俣病の健康被害を訴える人とその認定問題は2020年代においても継続中です。

トピックス

★平成16(2004)年、最高裁は関西訴訟に対する判決で、水俣病の被害拡大について、排水規制等十分な防止策を怠ったとして、国および熊本県の責任を認め、チッソなどに賠償の支払いを命じました。

関連する市の計画・条例や法律 等

＊「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」H21(2009)-施行

●原爆症（患者）

戦後79年以上経つ今でも、原爆症（原子爆弾による熱線・爆風・放射線が人に与える障害）で苦しんでおられる人はいます。

また、当時から放射能への無知と偏見によって被爆者への厳しい差別もありました。現在においても健康への不安とともに、平成23(2011)年に起こった東日本大震災に伴う原発事故による放射能汚染で、避難者への差別（放射能がうつる等）＊がみられたように、未だ被爆者への差別意識が完全には解消されていません。

※「(17)震災等の災害に起因する人権問題」の項 参照

●化学物質過敏症（患者）

化学物質過敏症は、洗剤、柔軟剤、香水、農薬等の日常生活で使用している化学物質に過敏に反応して様々な体調不良等の症状が現れる疾患です。重症になると、外出が困難になって仕事や学校に行けなかったり、家事が出来ないなど、日常生活に支障をきたします。

原因や症状も様々で、個人差もあり、また、発症の仕組みもよく分かっていないため、周囲の理解を得られず苦しんでいる人がいます。

◆ 今後の方向性

このような人権問題を含め、社会・経済情勢の変化や貧困問題等により新たに生じる課題を的確に認識し、具体的に対応するとともに、市民一人ひとりがすべての人を個人として尊重します。さらに社会の構成員として共に支え合い、多様性を認め合う共生社会をつくることが重要との観点から、今後も人権教育・人権啓発を推進します。

資料編

目次

資料編Ⅰ

川西市多文化共生推進指針	54
--------------	----

資料編Ⅱ

人権に係る年表	
世界人権宣言	
日本国憲法(抄)	
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)(抄)	
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)(抄)	
部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)	
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (アイヌ施策推進法)(抄)	
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に 関する法律(LGBT 理解増進法)	
川西市人権教育基本方針	
川西市人権保育基本方針	
川西市在日外国人教育指針	
川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(抄)	
川西市公文書における性別記載欄の見直しに関する指針	
川西市パートナーシップ宣誓制度実施要綱	
川西市人権施策審議会規則	
審議会委員名簿	
「人権行政推進プラン(第4次改定版)」に係る策定経過	
人権に関する計画	

川西市多文化共生推進指針(案)

Ⅰ 策定の理由

本市では、外国籍市民の数が年々増加傾向にあり、令和6（2024）年9月30日時点で1,861人の外国籍市民が居住しています。

国籍別では、歴史的経緯から、韓国・朝鮮籍の市民が本市の外国籍市民人口の多くを占めており、近年では減少傾向にあるものの、現在でも3割以上を占めています。一方で、グローバル化の進展に伴い、その他の国の外国籍市民は年々増加し、その国籍も多様化しています。直近5年間で、国籍ではベトナム、インドネシア、ネパールが増加するとともに、在留資格では「特別永住者」「永住者」「留学」「技能実習」の順で多くなっています。

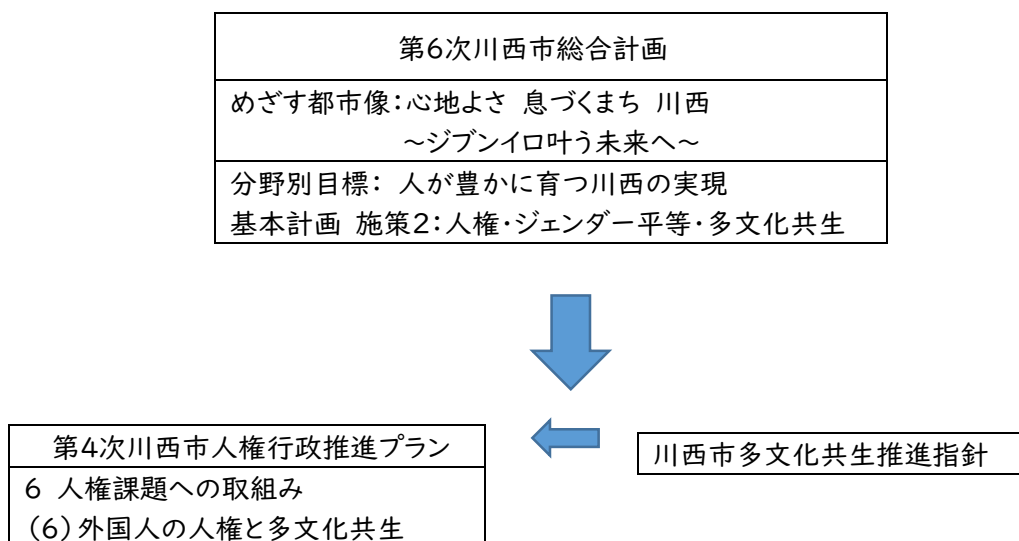
国においては、少子高齢化による国内の労働力不足を背景に、外国人労働者の受け入れ拡大を進めていることから、日本で生活する外国人は年々増加しています。本市においても、外国籍市民の増加と多国籍化がさらに進むものと予測されます。

このような中で、本市においても多言語による情報発信や日本語教室の開催、国際交流協会との連携による日本文化との交流などの取組みを進めており、今後さらにきめ細かな配慮や支援が必要になってきます。

そのため、外国人と日本人が生活習慣の違いを互いに理解し合い、対等な関係で地域社会の一員として共に幸せに暮らしていけるように、多文化共生に関する目標、基本的な視点、施策の方向性を本指針に示すものです。

2 指針の位置づけ

多文化共生のまちづくりに向けた施策について、上位計画である第6次川西市総合計画及び第4次川西市人権行政推進プランでは次のとおり位置づけられています。



3 本市の現状と課題

(1) 外国籍市民人数と国籍数の推移について

(住民基本台帳より)

	H28. 4. 6 (2016)	H29. 4. 6 (2017)	H30. 4. 2 (2018)	H31. 4. 2 (2019)	R2. 3. 31 (2020)	R3. 3. 31 (2021)	R4. 3. 31 (2022)	R5. 3. 31 (2023)	R6. 9. 30 (2024)
人数(人)	1,210	1,238	1,235	1,308	1,446	1,425	1,439	1,643	1,861
国籍数	40	41	40	43	47	50	51	50	54

※本市の外国籍市民の人数と国籍数は令和4(2022)年以降大幅な増加傾向にあり、その主な要因としては、比較的短期滞在の労働者が流入したためと推察される。(技能実習生の異動: 令和2(2020)年度の転入 171 人、転出 155 人。令和3(2021)年度の転入 4 人、転出 23 人。令和4(2022)年度の転入 314 人、転出 246 人。令和5(2023)年度の転入 249 人、転出 205 人。なお、転出した技能実習生のうち「転入1～2カ月で転出した人」は、令和2(2020)年度で 96%、令和3(2021)年度で 0%、令和4(2022)年度で 87%、令和5(2023)年度で 92%となっている。詳しくは資料編2参照。)

(2) 国籍別人口の推移 (令和6(2024)年9月30日現在の上位6カ国、その他の国) (人) (住民基本台帳より)

	H28. 4. 6 (2016)	H29. 4. 6 (2017)	H30. 4. 2 (2018)	H31. 4. 2 (2019)	R2. 3. 31 (2020)	R3. 3. 31 (2021)	R4. 3. 31 (2022)	R5. 3. 31 (2023)	R6. 9. 30 (2024)
韓国・朝鮮	770	745	722	708	695	675	665	654	639
ベトナム	41	69	49	77	178	160	177	233	277
インドネシア	15	16	23	31	53	53	71	157	248
中国	178	184	191	210	216	199	186	199	189
ミャンマー	1	0	1	1	1	16	15	33	116
ネパール	22	34	42	51	52	57	59	85	105
その他の国	183	190	207	230	251	265	266	282	287
合計	1,210	1,238	1,235	1,308	1,446	1,425	1,439	1,643	1,861

(3) 在留資格別人口について (人) (令和5(2023)年10月31日現在 住民基本台帳より)

在留資格	特別 永住者	永住者	技能 実習	技術・人文 知識・国際 業務	日本人の 配偶者等	家族 滞在	留学	定住者	永住者の 配偶者等	技能	特定 技能	その他	合計
韓国・朝鮮	560	48	0	12	9	8	0	6	2	0	0	2	647
ベトナム	0	13	83	50	5	23	14	0	1	0	34	39	262
インドネシア	0	14	43	1	1	2	93	0	0	0	51	33	238
中国	1	105	13	10	9	17	4	9	1	1	4	14	188
ネパール	0	3	0	4	0	33	45	0	0	15	8	9	117
ミャンマー	0	0	13	2	0	0	45	0	0	0	26	0	86
その他の国	1	122	0	9	60	2	19	18	1	1	6	48	287
合計	562	305	152	88	84	85	220	33	5	17	129	145	1,825

在留資格別人口について (人) (令和6(2024)年9月30日現在 住民基本台帳より)

在留資格	特別 永住者	永住者	技能 実習	技術・人文 知識・国際 業務	日本人の 配偶者等	家族 滞在	留学	定住者	永住者の 配偶者等	技能	特定 技能	その他	合計
韓国・朝鮮	552	52	0	10	8	8	0	6	2	0	0	1	639
ベトナム	0	13	78	62	5	33	7	0	1	0	35	40	274
インドネシア	0	10	41	1	1	4	83	0	0	0	56	52	248
中国	1	106	10	12	9	12	5	10	2	0	5	17	189
ミャンマー	0	0	15	2	0	0	51	0	0	0	37	10	115
ネパール	0	3	2	2	0	26	41	0	0	18	4	9	105
その他の国	1	120	4	12	56	2	17	21	1	1	11	41	287
合計	554	304	150	101	79	85	204	37	6	19	148	170	1857

※「(2) 国籍別人口の推移について」と「(3) 在留資格別人口について」の令和6(2024)年9月30日現在の合計人数に 4 人の違いがあるのは、データ抽出の時間差によるもの。

【用語の定義】

(出入国管理及び難民認定法抜粋)

在留資格	主 な 内 容
特別永住者	日本が第二次世界大戦の敗戦国となった際に、平和条約に基づき日本の国籍を離脱したが、既に日本に定住していたことから永住資格が付与された者
永住者	法務大臣が永住を認める者
技能実習	技能実習法の認定を受けた技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識に係る業務に従事する活動等
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動
日本人配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者
家族滞在	在留資格をもって在留する者又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動をする者
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校、若しくは特別支援学校の高等部、中学校若しくは特別支援学校の中等部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動
特定技能	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動
その他	教授、宗教、高度専門、経営・管理、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、特定活動

(4) 外国籍市民の対応に関する庁内調査について

令和5(2023)年12月に、「外国籍の方が窓口に来られて困ったこと」、「外国籍の方への対応で既に取り組んでいること」について、全部署を対象に調査を実施しました。

外国籍の方が窓口に来られて困ったことがあると答えた部署は、79部署中25部署で31.6%でした。「困ったこと」の内訳は、「日本語が通じない」が66%、「申請書の記載ができない」が10%、「外国語のパンフレットや案内文がない」が10%、その他が14%でした。

また、外国籍の方への対応で既に取り組んでいることがあると答えた部署は、79部署中31部署で39.2%でした。その内容は、「英語表記の印刷物などの取組み」が32%、「外部団体との連携」が22%、「翻訳アプリでの対応」が16%、「ゆっくり話す、短い言葉で対応する」が4%、その他が26%でした。

(5) 外国籍市民への直接聞き取りについて

令和6(2024)年6月・7月に、川西市国際交流協会の日本語講座の生徒、総合センターの日本語ひろばの児童・生徒・保護者、合計7人に「困っていること(困っていたこと)」について聞き取りを行いました。

その結果、言語関係の内容が一番多く、その他、買い物、病気時の対応、ゴミ出しの対応、コミュニケーションなども上げられました。(別紙資料編参照)

※聞き取り調査については、引き続き日本国籍市民、企業等も含めた調査方法を検討します。
(近隣市の状況)

近隣市における外国籍市民等へのアンケート調査の意見では、日本語教室の充実、「やさしい日本語」等によるコミュニケーション支援・情報提供、交流の機会、相談支援、緊急時・災害時の支援等が上げられています。

(6) 課題について

本市における外国籍市民の在留資格別の割合は、(3) 在留資格別人口を見た場合、特別永住者、永住者、定住者などの中長期的な滞在者と技能実習や留学などの短期的な滞在者に分かれ、中長期的な滞在者が全体の半数以上を占めており、そのうち国別では韓国・朝鮮、中国籍の市民が70%以上を占めています。

このため、多文化共生の目標達成の施策については、一律的なものではなく、中長期的な在留者と短期的な在留者それぞれに対応したものとして行うことが必要であることから、そのニーズをいかにして把握するかが課題である。

4 指針の目標と基本的な視点

(1) 目標

外国籍市民も日本人市民も、一人ひとりが、かけがえのない尊い存在であることが認められ、尊重されるべきであることを大前提として、互いの多様性を認め合い、他人の人権についても関心を深めながら、人権の尊重について学び続けることが大切です。

多文化共生は外国人市民が増えたから推進することとなった取組みではありません。それは、「誰一人取り残さない」を理念とする、「持続可能な世界を実現するための開発目標」(SDGs)でもうたわれているように、人権を基盤とした持続可能な世界の構築をめざす国際社会の大きな流れを背景に持つものです。

これらを踏まえ、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、個々の人権を尊重し、相互に支え合いながら、地域社会の構成員としてともに豊かに安心して暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

(2) 基本的な視点

多文化共生を推進するに当たり、次の4つの視点を基本とします。

① 人権の尊重

川西市人権行政推進プラン(第3次改定版)では、「一人ひとりの個性やさまざまな文化の多様性を認め合い、すべての人が自らの尊厳について認識し、自己実現の権利を認め合う、そのような人権文化を市民と行政によって築いていくこと」を基本理念としています。歴史的経緯への理解不足から、在日韓国・朝鮮人をめぐる人権問題は依然として残っており、近年渡日してきた外国人に対する人権問題も発生しています。本指針も、偏見や差別を解消し、外国籍市民の人権が尊重され、誰も疎外されることのない、人権尊重のまちづくりをめざします。

② 暮らしやすさの向上

外国籍市民が、誰一人取り残されず、安心して、生き生きと暮らしていけるよう、多言語によるわかりやすい情報提供や日本語の学習機会の提供、「やさしい日本語」の活用など、コミュニケーション支援を充実します。

③ 異なる文化の相互理解と尊重

市民がさまざまな国や日本の文化を相互に理解し、自他のアイデンティティを尊重しながら、活力あるまちをつくるために、異なる国や民族、文化、生活習慣の相互理解を促進します。

④ 地域社会の交流の促進

外国籍市民が地域社会で孤立するのを防ぎ、顔の見える交流ができるよう、地域社会への参加を促進します。

5 施策の方向性

基本的な視点ごとの施策の方向は、次のとおりです。

(1) 基本的な視点「人権の尊重」

国籍・民族に関わらず、それぞれの文化や歴史（特に、在日韓国・朝鮮人に関しては歴史的経緯）を正しく認識し、お互いの立場を尊重し合えるよう、人権教育・人権啓発を推進します。

(2) 基本的な視点「暮らしやすさの向上」

① 外国籍市民に必要な情報提供の充実

ア.市の情報の多言語化及びやさしい日本語の活用を進めます。

イ.市内在住の外国籍就労者への対応について、関係所管等と連携しながら検討を進めます。

ウ.災害発生時の外国籍被災者に対する多言語での支援を行うため、国際交流協会、NPO等との連携体制の構築に努めます。

エ.医療機関や医療関係の情報に関する多言語による情報提供及び相談対応を図るとともに、感染症対策における外国籍市民の人権への配慮の重要性についての啓発を行います。

② 日本語学習の充実

日本語学習について、総合センターの「よみかき教室」及び「けんけんひろば」の「日本語ひろば」の充実を図るとともに、市民団体が開催する日本語教室などの活動などの支援についても検討します。

③ 外国籍市民を対象とした相談窓口を設置します。

(3) 基本的な視点「異なる文化の相互理解と尊重」

国籍にとらわれず互いの文化、生活習慣、社会ルール等を周知できる場を設けることにより、互いの異なる文化の相互理解と尊重を図れる仕組みを検討します。

(4) 地域社会の交流の促進

コミュニティ、自治会等と連携し、各種イベントを通して地域住民と交流の機会を設け、多様性と調和のある地域社会の実現をめざします。

6 多文化共生施策の推進体制等

多文化共生の推進体制等は、次によるものとします。

(1) 庁内推進体制

教育委員会や市民環境部など関係部署による連絡調整の場を設け、多文化共生の考え方について共通認識を図るとともに、外国籍市民に関する現状や課題を共有し、必要に応じてその対応策を検討することにより、多文化共生への取組みを推進します。

(2) 市民、関係団体、事業者等との連携

多文化共生社会の実現は、行政だけで成し遂げられるものではなく、市民等との協働が不可欠です。このため、外国人と関わりのある市民、コミュニティ、自治会、市民団体、多文化共生・国際交流等の関係団体、外国人を雇用する事業者などと連携しながら推進します。

Ⅰ. 「3 本市の現状と課題 (5) 外国籍市民への直接聞き取りについて」の「主な声の内容」

言葉(会話)の問題

- 日本語が分からないので、買い物に行ったとき、店員さんとコミュニケーションが取れない。
- 買いたい物の表示が、英語だと分かるのに、日本語だと分からない。
- カレー屋で働いているが、お客の言うことが分からない(プライベートではスマホの翻訳アプリが使えるが、工作中は使えない)。
- 日本語で書かれたものは分からない。翻訳機で自分で探す。
- 日本に来たときは、日本語が分からず困った。(今は大丈夫。)(中学生)
- 英語のチラシがあると分かるが、日本語だと分からない。

言葉(文字)の問題

- 漢字での筆談はできる。
- 私は日本語を喋ることはできるが、日本語を書くことはできない。

日常生活

- 買いたい物を、どこへ行って買ったらいいか分からない。
- 最初は、ゴミ出しが難しかった。シェアハウスで日本人と住んでいたので分かるようになった。
- 欲しいものがどこで買えるのか分からない。

病院

- 病気したときにどの病院へ行ったらよいか分からない。病気のとき家で我慢した。薬もなかった。
- 病院へ行ったとき、スタッフが自国語を喋れなかったので、意思疎通ができなかった。

学校生活

- リコーダーの演奏が難しい。母国では学校でリコーダーは習わない。(中学生)
- 漢字が面倒。(小学生)
- 嫌な科目は全部。(小学生)
- 学校からの通知が分からない。
- 学校の給食が何で作られているのか分からない。気になる。
- 兵庫県は外国人が優先的に入れる高校が少ない。そのため大阪府に転居する人もいる。

将来に向けての不安

- 社会に出たときにはもっと高い日本語能力が必要だと思う。(中学生)
- 母国にいる家族に仕送りしているが、今は両親などを日本に呼んで一緒に暮らすことを考えている。しかし、日本語の習得のことを思うと心配。

その他

- 日本人の“あうん”の呼吸が分からない。
- 日本の法律が分からない。
- 一般的に子どもはお父さん、お母さんと離れたくない。でも子どもが日本に来て、学校へ行くと日本語が分からない。かわいそう。

*文末に(小学生・中学生)と記載していない場合は、成人からの聞き取りです。

2. 「3 本市の現状と課題 (1) 外国籍市民人数と国籍数の推移について」のうち、技能実習生の異動状況

○転出入した技能実習生の人数

(人)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
転入	171	4	314	249
転出	155	23	246	205
転出した外国人の うち転入1~2カ月 で転出した人	149 (96%)	0 (0%)	214 (87%)	189 (92%)

○転入した技能実習生の国籍別人数

(人)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
ベトナム	146	4	252	221
インドネシア	5	0	31	13
ミャンマー	14	0	18	10
中国	1	0	11	0
モンゴル	3	0	1	2
スリランカ	1	0	1	0
フィリピン	1	0	0	0
カンボジア	0	0	0	3
合計	171	4	314	249